令和7年2月市議会 教育厚生委員会資料 第14号議案 令和7年度長崎市一般会計予算

目次											
1	こど	も部当	≦初予፤	草比較表	(人事課所	管の給与費	愛を除く)			. P 3	
2	長崎	市のこ	こどもマ	を取り巻く	く基礎数値					. P 4~ 5	
3	こど	もの年	F齢 区 2	分に応じが	と主な施策	の展開				. P 6	
					★…	少子化対策	デアクション	プラン該当事	業		
[3	3款	民生費	월 2月	頁 児童神	畐祉費】					訞	明書記載頁
1	目	児童福	富祉総教	务費							
	*	拡大	3-1	こども家庭	庭センター	運営費(う	ち妊婦等包	括相談支援分)		(P172~173)
			5 4	半走型相詞	炎支援及び	出産・子育	ずて応援給付	金実施事業費	(給付金)	. P 7 ∼ 10	(P174~175)
		新規	6 5	任婦支援網	給付事業費	(給付金、	事務費)				(P174~175)
			3-2	子育て支持	爰センター	運営費				. P11~15	(P172~173)
	*	拡大	4-2 -	子どもを ⁵	守る取組推	進費(うち	っこども相談	アプリ導入分)	. P16~19	(P172~173)
			4-5 3	こども医療	療対策費					. P20~22	(P172~173)
		拡大	9-3	ファミリ-	-・サポー	ト・センタ	一運営費			. P23 ∼ 26	(P174~175)
	*	拡大	9–5 -	子育て短期	朝支援費					. P27 ∼ 32	(P174~175)
	*	拡大	9-6 }	病児・病 征						. P33 ∼ 38	(P174~175)
	*	新規	9-16	民間保育	所等こど つ	も誰でも通	園事業費補助	功金		. P39~44	(P176~177)
		拡大	10-1	放課後児	,童健全育原	贞費				. P45~52	(P176~177)
		新規	11-5	民間保育	所等支援[内容記録力	メラ等設置	貴補助金		. P53~54	(P176~177)
		新規	13-2	【補助】	児童福祉等	等施設整備	事業費補助会	金(放課後児童	直クラブ)	. P55~57	(P176~177)
		新規	14	【単独】	新保育施語	设建設用地	整備事業費	旧仁田佐古八	小学校跡地通路	P58~61	(P176~177)

2目	児童措置費		
*	1-1 民間保育所等施設型給付費	P62~64	(P176~177)
	3-1 児童手当費	P65~67	(P176~177)
3目	ひとり親家庭福祉費		
	1-6 児童扶養手当費	P68~70	(P178~179)
4目	市立保育所等施設費		
	新規 2-2 民間移譲円滑化負担金	P71~72	(P178~179)
【4款	衛生費 1項 保健衛生費】		
3目	母子保健対策費		
	拡大 1-1 妊産婦健康診査費	P73~74	(P192~193)
*	拡大 2-3 産後ケア事業費	P75~78	(P192~193)
4目	予防費		
	2-7 定期予防接種費	P79~82	(P194~195)
	拡大 4-2 親子歯科口腔保健費	P83~84	(P194~195)
【10 款	教育費 6項 社会教育費】		
5目	青少年育成費		
	1-1 ヱビキ、を守ろネットワーク堆准費	P85~80	(P206~207)

こ ど も 部 令和7年2月

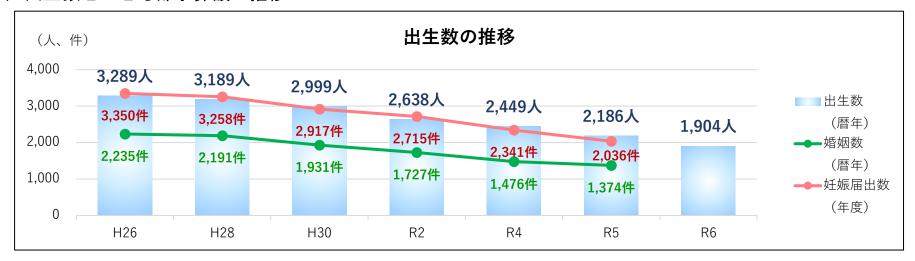
1 こども部 当初予算比較表(人事課所管の給与費を除く)

(単位:千円)

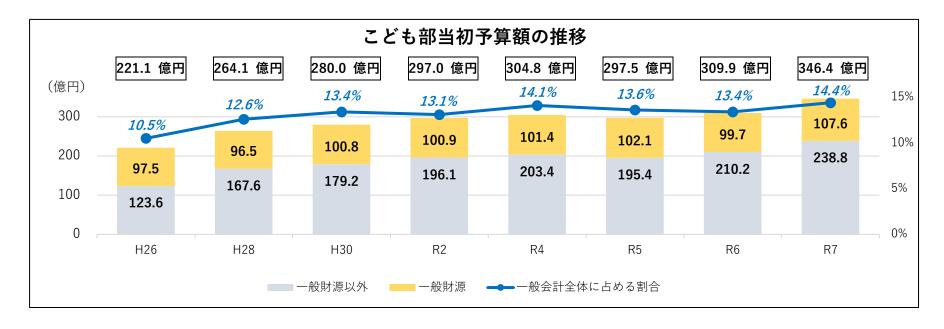
			令和7年度	令和6年度			
款	項	目	当初予算額	当初予算額	増減額	増減率	
2	総	務費	2, 075	2, 510	▲ 435	▲ 17.3	%
	1	総務管理費	2, 075	2, 510	▲ 435	▲ 17.3	%
		23 諸費	2, 075	2, 510	▲ 435	▲ 17.3	%
3	民	生費	33, 207, 639	29, 605, 143	3, 602, 496	435 ▲ 17. 3 % 435 ▲ 17. 3 % 496 12. 2 % 617 ▲ 14. 9 % 617 ▲ 14. 9 % 113 12. 2 % 947 4. 0 % 554 15. 4 % 707 2. 4 % 905 0. 3 % 702 3. 7 % 702 3. 7 % 957 12. 3 % 522 ▲ 0. 8 % 805 ▲ 6. 7 % 967 ▲ 3. 4 % 987 ▲ 24. 2 % 089 ▲ 30. 0 % 102 8. 2 % 851 ▲ 4. 1 %	%
	1	社会福祉費	3, 535	4, 152	▲ 617	▲ 14.9	%
		1 社会福祉総務費	3, 535	4, 152	▲ 617	▲ 14.9	%
	2	児童福祉費	33, 204, 104	29, 600, 991	3, 603, 113	12. 2	%
		1 児童福祉総務費	5, 748, 049	5, 529, 102	218, 947	4. 0	%
		2 児童措置費	24, 943, 809	21, 611, 255	3, 332, 554	15. 4	%
		3 ひとり親家庭福祉費	2, 155, 977	2, 105, 270	50, 707	2. 4	%
		4 市立保育所等施設費	356, 269	355, 364	905	0. 3	%
4	衛生	生費	1, 380, 494	1, 330, 792	49, 702	3. 7	%
	1	保健衛生費	1, 380, 494	1, 330, 792	49, 702	3. 7	%
		1 保健衛生総務費	13, 116	12, 849	267	2. 1	%
		3 母子保健対策費	509, 743	453, 786	55, 957	12. 3	%
		4 予防費	857, 635	864, 157	▲ 6, 522	▲ 0.8	%
10	教	で育費	53, 257	57, 062	▲ 3,805	▲ 6. 7	%
	1	教育総務費	27, 094	28, 061	▲ 967	▲ 3.4	%
		4 私立学校振興費	27, 094	28, 061	▲ 967	▲ 3.4	%
	5	幼稚園費	6, 217	8, 204	▲ 1, 987	▲ 24. 2	%
		1 幼稚園管理費	4, 876	6, 965	▲ 2,089	▲ 30.0	%
		2 教育振興費	1, 341	1, 239	102	8. 2	%
	6	社会教育費	19, 946	20, 797	▲ 851	▲ 4. 1	%
		5 青少年育成費	19, 946	20, 797	▲ 851	▲ 4. 1	%
		合 計	34, 643, 465	30, 995, 507	3, 647, 958	11. 8	%

2 長崎市のこどもを取り巻く基礎数値

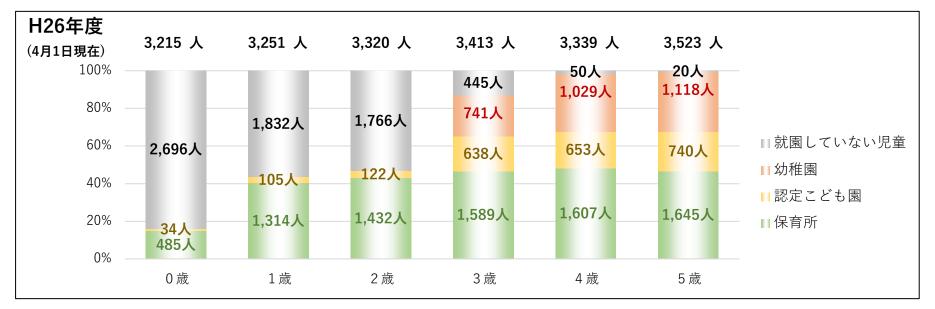
(1) 出生数とこども部予算額の推移



※婚姻数及び妊娠届出数は届出地による集計、出生届は住所地による集計

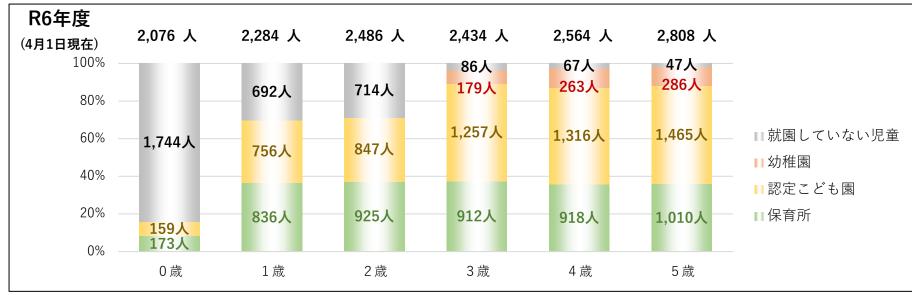


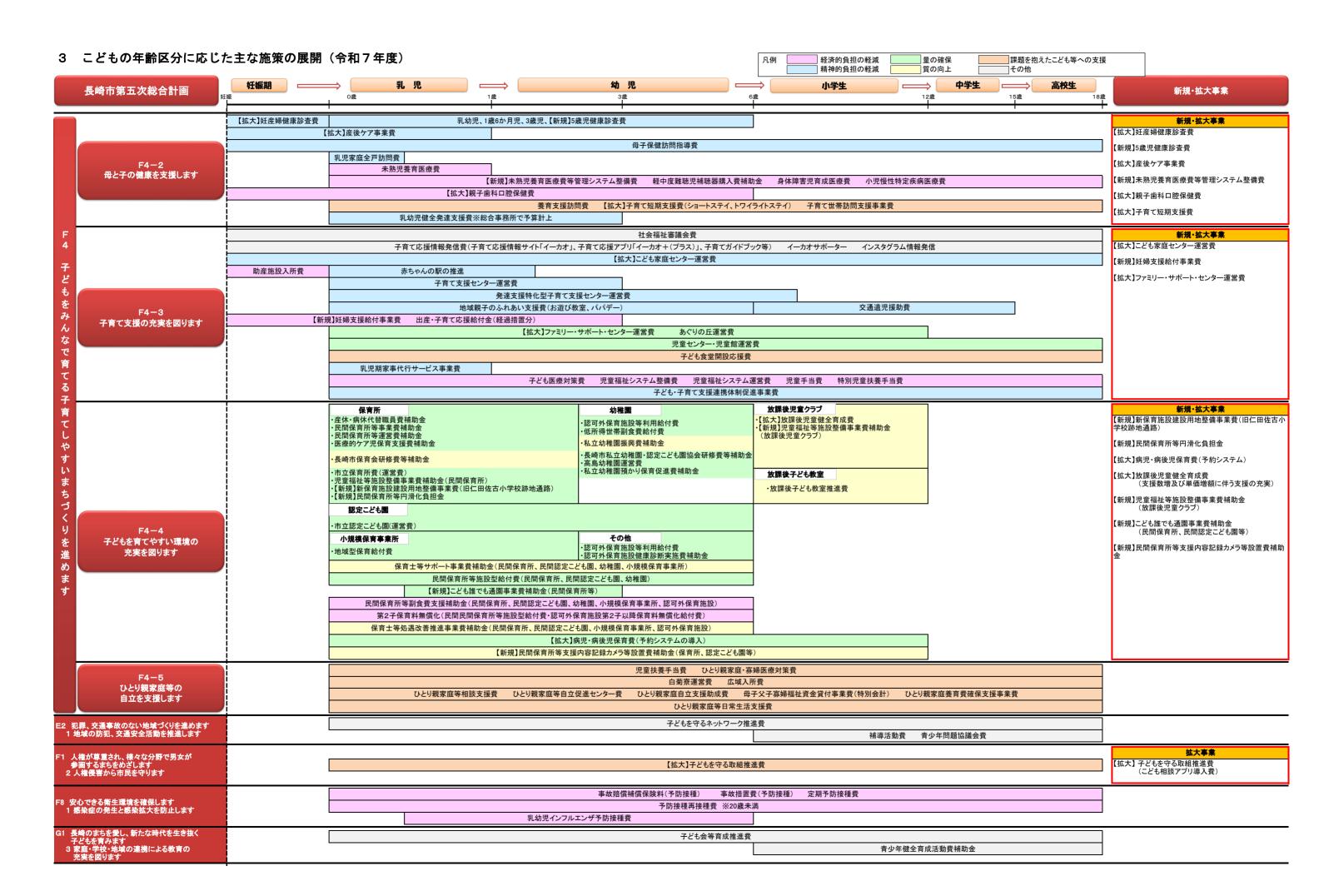
(2) 未就学児童の保育施設利用状況



※保育所には小規模保育事業所の利用者数を含む







少子化対策アクションプラン該当事業 A 3 • B 2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

		予算説明書			事業名	予算額
ページ	款	項	田	番号	新木石	了开识
172~173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	こども家庭センター運営費 (うち妊婦等包括相談支援分)	千円 40,811 (5,432)
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	5-1	伴走型相談支援及び出産・子育て 応援給付金実施事業費(給付金)	17,950
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-1 6-2	妊婦支援給付事業費 (給付金) (事務費)	181,715 (178,000) (3,715)

1 概 要

現行の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金」が、児童福祉法の新たな相談支援事業及び子ども・子 育て支援法の新たな給付として制度化されたことに伴い、「妊婦等包括相談支援」及び「妊婦支援給付金事業」 を実施するもの。

令和6年度

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費 伴走型相談支援 面談(1) 妊娠届出時(保健師等が面談) 面談② 妊娠8か月頃 (アンケート実施・希望者は助産師等が面談) 面談③ 出産後(生後1~2か月頃に助産師等が面談)

出産・子育て応援ギフト

出産応援ギフト(5万円/妊婦1人)

子育て応援ギフト(5万円/こども1人)

対象者は 「妊婦」

対象者は 「こども」

児童福祉法に位置付け

子ども・子育て支援法に位置付け

令和フ年度

「妊婦等包括相談支援」

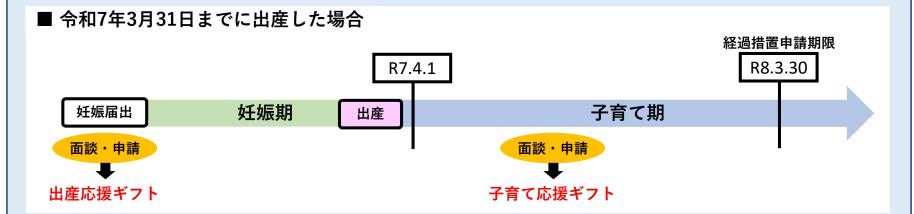
こども家庭センター運営費【移管】

「妊婦のための支援給付」 妊婦支援給付事業費【新設】

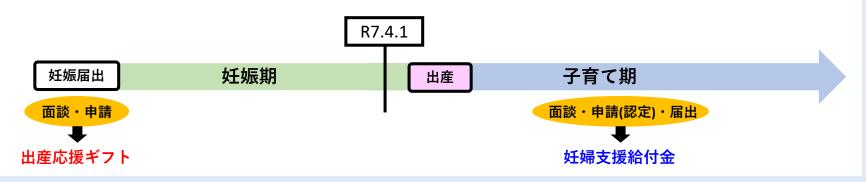
対象者は 「妊婦(胎児)」

【 経過措置(出産・子育て応援給付金)】

- 現行の「出産・子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)」は原則として令和6年度で終了し、 令和7年度以降は「妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)」を支給する。
- ただし、令和7年3月31日までに出産し、令和7年4月1日以降に面談・申請手続きを行った場合は、 経過措置として「出産・子育て応援給付金(出産・子育て応援ギフト)」を支給する。



■ 令和7年4月1日以降に出産した場合



※ 妊婦のための支援給付の施行日である令和7年4月1日で妊婦であるか否かで給付金が異なる。

2 令和7年度予算

事業名	節名	事業費 (単位:千円)	主な内容
①こども家庭センター運営費	01 報酬	2, 617	
(妊婦等包括相談支援分)	03 職員手当等	1, 004	面談等を行う会計年度任用職員
	04 共済費	655	(助産師1名)の報酬等
	08 旅費	134	
	10 需用費	217	コピー用紙等
	11 役務費	727	船車券購入費、郵送料等
	13 使用料及び賃借料	78	タクシー借上料等
	合計	5, 432	
②伴走型相談支援及び出産・子育て 応援給付金実施事業費(給付金)	18 負担金、補助 及び交付金	17, 950	出生分 50,000円×335人=16,750,000円 妊娠・出生分 100,000円×12人=1,200,000円
	合計	17, 950	
③妊婦支援給付事業費	01 報酬	2, 151	
(給付金・事務費) 	03 職員手当等	825	 給付に係る事務を行う会計年度任用職員
	04 共済費	560	(事務補助1名)の報酬等
	08 旅費	134	
	10 需用費	5	コピー用紙
	11 役務費	40	郵送料
	18 負担金、補助 及び交付金	178, 000	妊娠分 50,000円×2,010人=100,500,000円 出生分 50,000円×1,550人=77,500,000円
	合計	181, 715	

3 財源内訳

			内訳	訳		
事業名	事業費	国庫支出金 ※1	県支出金 ※1	その他 ※2	一般財源	
① = じょ 家庭もいね ― 海党弗	千円	千円	千円	千円	千円	
①こども家庭センター運営費 (妊婦等包括相談支援分)	5, 432	2, 704	1, 352	23	1, 353	
②伴走型相談支援及び出産・子育て 応援給付金実施事業費(給付金)	17, 950	11, 966	2, 991	-	2, 993	
③妊婦支援給付事業費 (給付金) (事務費)	181, 715 (178, 000) (3, 715)	179, 848 (178, 000) (1, 848)	924 (-) (924)	19 (-) (19)	924 (-) (924)	

※1 ① 重層的支援体制整備事業交付金 補助率: 国1/2 県1/4

② 出産・子育て応援交付金 補助率: 国2/3 県1/6

③ (給付金) 妊婦のための支援給付交付金 負担率:国10/10

(事務費) 妊婦のための支援給付費補助金 補助率:国1/2 県1/4

※2 保険料個人負担金

		予算説明書	=		事業名) 予算額
ページ	款	項	Ш	番号	学 未 1	了并识
172~173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3 – 2	子育て支援センター運営費	千円 114,509

1 概 要

概ね3歳未満の児童及びその保護者等を対象に、親子の交流、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる常設の場として、子育ての不安感、負担感の軽減を図ることを目的に設置している子育て支援センター(以下「センター」という。)を運営し、地域の子育て支援機能の充実を図るもの。(市内16区域 全17センター)

2 事業内容

- (1) 利用対象者 概ね3歳未満の児童及びその保護者等
- (2) 事業内容
 - ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - イ 子育て等に関する相談、援助の実施
 - ウ 地域の子育て関連情報の提供
 - エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)
- (3) 設置箇所数 第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画に定めた市内16区域に全17か所
- (4) 運営方法 市の公募を経て選定した団体が市から補助金の交付を受けて運営
- (5) 事業開始年度 平成18年度



3 全センターの延利用組数等の推移



4 令和7年度予算

(1) 補助基準額の見直し

令和7年度の補助基準額について、次のとおり見直す。

(見直し内容)

・人件費:賃金上昇に伴う単価見直し

労働保険料:雇用保険料事業主負担金の追加

・物件費:過去2か年の実績に基づく増

◆週6日型のセンター

区分		現行①	見直し(案)②	増減②一①
[四]		(千円)	(千円)	(千円)
	10組以下	<u>5, 195</u>	<u>6, 093</u>	898
基本分	11~14組	<u>6, 192</u>	<u>7, 374</u>	1, 182
(1日平均利用組数)	15~19組	<u>7, 189</u>	<u>8, 523</u>	1, 334
	20組以上	<u>8, 187</u>	9, 805	1, 618
加算分	光熱水費	上限 500	上限 500	0
(実費相当額)	家賃	上限 2,436	上限 2,436	0

◆週3日型のセンター

区分		現行① (千円)	見直し(案)② (千円)	増減②一① (千円)
基本分		<u>2, 382</u>	<u>2, 756</u>	374
加算分 (実費相当額)	光熱水費	上限 250	上限250	0

(2) 予算額及び予算の内訳

ア 予算額 114,509千円 (うち補助基準額の見直しに係る増額16,006千円)

イ 予算の内訳

区分	予算額 (千円)	内容
報償費	10	スタッフ研修会の講師謝礼金
需用費	1, 496	施設の修繕料等
役務費	56	連絡調整用の郵送料
委託料	31	消防設備等の点検等
賃借料	17	スタッフ研修会の会場借上料
備品購入費	1, 056	非常通報装置更新設置料
補助金	111, 843	運営経費に係る補助(17施設分)
計	114, 509	

5 財源内訳

事業費		財源	内訳	
事業費	国庫支出金※1	県支出金※1	その他※2	一般財源
千円 114, 509	千円 38, 064	千円 38, 064	千円 309	千円 38, 072

- ※1 重層的支援体制整備事業交付金 補助率: 国1/3 県1/3
- ※2 電気使用料受入金、消防設備保守点検委託費受入金

【参考】各センターの利用実績

						令和5年度		令和6	年度(4月~12	2月)
分	NO	開設 年月	センター名	区域	延利用組数 (組)	延利用者数 (人)	1 日平均 延利用組数 (組)	延利用組数 (組)	延利用者数 (人)	1 日平均 延利用組数 (組)
	1	H18.8	ぴよぴよ	西浦上・三川	4, 422	9, 752	15. 2	3, 393	7, 486	15. 4
	2	H18. 10	ひなたぼっこ	小島・大浦・梅香崎	2, 491	5, 564	8. 6	1, 718	3, 725	7. 8
	3	H18. 10	風の子らんど	東長崎・橘・日見	1, 586	3, 804	5. 5	1, 401	3, 167	6. 4
	4	H20. 4	ピクニック	淵・緑が丘	5, 863	13, 403	20. 1	4, 921	11, 313	22. 3
	⑤	H20. 10	ぴっぴ	三和・野母崎	977	2, 353	3. 3	867	2, 028	3. 9
	6	H24. 1	きずな	東長崎・橘・日見	4, 194	9, 707	14. 4	3, 330	7, 608	15. 1
週	7	H24. 4	みなみ	戸町・小ヶ倉・土井首	1, 440	3, 313	5. 0	836	1, 839	3. 8
6	8	H25. 4	もりのクレヨン	桜馬場・片淵・長崎	4, 825	10, 865	16. 7	3, 307	7, 368	15. 3
日	9	R2. 3	てとて	三重	2, 435	5, 689	8. 3	1, 622	3, 726	7. 4
	10	R3. 12	ふるさと	深堀・香焼・伊王島・高島	1, 166	2, 581	4. 0	852	1, 928	3. 9
	11)	R3. 12	ポテト	岩屋・滑石・横尾	2, 025	4, 702	6. 9	1, 424	3, 175	6. 5
	12	R3. 12	そらのクレヨン	小江原・式見	2, 736	6, 070	9. 4	1, 877	4, 260	8. 5
	13	R5. 3	あいあい	江平・山里	4, 188	9, 181	14. 3	2, 605	5, 842	11. 8
	14)	R6. 2	みなと坂ポテト	丸尾・西泊・福田	247	557	6. 5	1, 215	2, 692	5. 5
			小計 (14	4か所)	38, 595	87, 541	10. 1	29, 368	66, 157	9. 6
	15)	H19. 4	つばめサークル	外海・池島	57	121	0. 4	40	97	0. 4
週	16	H19. 5	ひまわり広場	琴海	133	299	0. 9	74	160	0. 6
3 日	11)	R3. 10	あさひ	日吉・茂木・南	760	1, 578	5. 4	348	737	3. 3
			小計 (3	<u></u> か所)	950	1, 998	2. 2	462	994	1. 4
			合計(17か	所)	39, 545	89, 539	9. 3	29, 830	67, 151	8.8

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	Ш	番号	* 	了开吹
172~173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-2	子どもを守る取組推進費 (うちこども相談アプリ導入分)	千円 3,424 (2,420)

1 現状と課題

(1) 長崎市こども相談センターにおける相談支援の現状と課題

ア現状

- ・いじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題を抱えるこどもに対して、心身の発達 の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、令和6年度から相談支援業務を 拡充した「長崎市こども相談センター」を設置
- ・専門職(教職員、臨床心理士、社会福祉士)が相談支援
- ・こどもからの相談手段は、「電話」「メール」「来庁」「LINE」
- ・相談の約8割は「LINE」

イ 課題

- ・こどもにとって相談しやすい「LINE」の推奨年齢は12歳以上であるため、小学生は利用できない。
- ・保護者等から相談を受ける中で、「家庭や学校に言えないこどもの気持ちを聞いてほしい」「こどもが相談できる機関はないか」という要望があり、相談できずに悩んでいるこどもがいる。
- ・こども相談センターの周知の一つとして、「学習者用端末」のリンク集に情報掲載しているが、端末 から直接相談することができず、相談に至るまでに手間がかかる。

2 対応方針

こどもが、いつでも気軽に相談できるように、慣れ親しんだツールである「学習者用端末」に相談アプリを導入する。

3 事業概要

- (1) 内容 <u>こどもにとって一番身近な「学習者用端末」にチャット形式で相談できるアプリを導入する</u>。 令和7年度はモデル校で検証を行い、令和8年度以降に全校導入を目指す。
- (2) 検証内容 学校規模やエリア等を考慮してモデル校を選定し、「相談内容」「相談件数」「相談 時間」「年齢」等を検証
- (3) 検証期間 7か月 (R7年9月~R8年3月)
- (4) 対象者等

モデル検証(R7.9月~R8.3月)

• 対象者:約3,500人

(6小学校,3中学校,1高校)

•相談見込件数:92件

本格運用(R8年度以降)

• 対象者:約40,000人

(71小学校, 45中学校, 21高校)

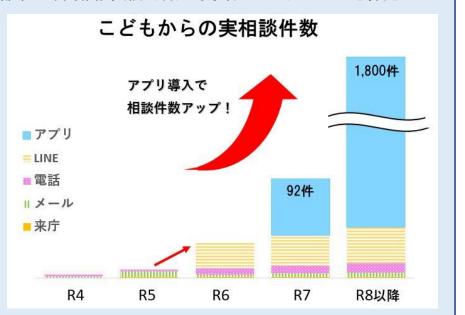
• 相談見込件数: 1.800件

※「相談見込件数」は、相談アプリ導入都市の年間相談実績(利用対象者の4.5%)に基づき算定

〔参考〕こどもからの実相談件数

(単位:件)

手段	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8以降 ^(見込)
アプリ		_	_	92	1, 800
LINE	-	_	27	32	38
電話	2	2	5	6	7
メール	2	6	3	4	5
来庁	_	1	1	1	1
合計	4	9	36	135	1, 851



3 事業概要

(5) 導入後のイメージ

相談者(こども)

相談支援(長崎市)

ア現状

- 学習者用端末から直接相談不可
- ・相談手段は「電話」「メール」「来庁」「LINE」









イ 導入後

- 学習者用端末から直接相談可
- ・気軽に相談できる相談手段を拡充









4 スケジュール

区分		令和8年		
	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
① 関係所属と協議				
② 業者選定・アプリ構築				
③ 学校への説明				
④ 運用開始		9/1		
⑤ 検証・分析				

5 予算額

項目	予算額(千円)	主な内容
 ★記約	110	相談アプリ初期導入費
委託料 	2, 310	相談アプリ月額利用料(7か月)
合 計	2, 420	

6 財源内訳

-+- alle =+1	財源 内 訳					
事業費	国庫支出金	県支出金※	その他	一般財源		
千円	千円	千円	千円	千円		
2, 420		1, 210		1, 210		

※ 地域少子化対策重点推進事業補助金 補助率 1/2

J [′] 异 就 切 音					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	学 未 12	广并识
172~173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	4 – 5	こども医療対策費	千円 1,268,959

1 概 要

こどもに係る医療費の一部を支給し、健康保持と経済的負担の軽減を図ることで、福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象者 高校生世代までのこども

字 笛 部 明 聿

(2) 支給額 保険診療に係る一部負担金から自己負担額(※)を差し引いた額を支給 (※)自己負担額 1医療機関あたり、1日上限800円、ひと月上限1,600円(調剤薬局は自己負担なし)

(3) 支給方法

対象 支給力		内容
乳幼児、小学生、中学生	現物給付	受給者が医療機関の窓口において、保険診療に係る一部負担 金のうち、自己負担額を支払う。
高校生世代、県外受診等	償還払	受給者が医療機関の窓口において、保険診療に係る一部負担 金を支払い、市に申請して自己負担額を控除した額を受給

令和7年度予算

区分	予算額 (千円)	主な内容	
1節 報酬	12, 681		
3節 職員手当等	4, 870	│ │会計年度任用職	
4節 共済費	3, 266	員に係る報酬等	
8節 旅費	790		
10節 需用費	2, 295	印刷製本費等	
11節 役務費	1, 837	郵送料	
12節 委託料	36, 284	審査支払事務委 託料等	
19節 扶助費	1, 206, 936	福祉医療費	
計	1, 268, 959		

区分		件数	予算額 (千円)
可外旧	入院	2, 459件	101, 735
乳幼児 	通院	277, 741件	287, 861
小学生	入院	601件	33, 509
	通院	240, 649件	415, 314
古兴生	入院	414件	22, 539
中学生 	通院	107, 900件	210, 860
高校生	入院	355件	20, 429
世代	通院	52,864件	114, 689
計	-	682, 983件	1, 206, 936

財源内訳

古 ** 弗		財源	内訳	
事業費	国庫支出金	県支出金※1	その他※2	一般財源
千円 1, 268, 959	千円 一	千円 359, 105	千円 109	千円 909, 745

- X1 長崎県福祉医療費補助金 補助率 1/2 (乳幼児の扶助費及び審査支払事務委託料のみ) 長崎県子ども医療費助成事業費補助金 補助率 10/10 (高校生世代の扶助費及び事務費) ※2 保険料個人負担金

【参考】

(1) 扶助費の推移



R5及びR6年度は、次の要因により支給件数、扶助費が増

- ①高校生世代が新たに対象に追加
- ②新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う受診行動の変容
- ③インフルエンザ、手足口病等の流行

(2) 国・県への要望 (R6年度)

- ア 国への要望の趣旨(長崎市・長崎市議会上京陳情)
 - ・住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべてのこどもたちが全国一律に 安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設していただきたい。
- イ 県への要望の趣旨(長崎県福祉医療制度検討協議会、長崎県市長会)
 - ・子育て家庭を時間の切れ目なく支援していく観点から、0歳から高校生世代まで一貫して県の制度の対象とし、県と市町が連携して子育て環境の充実に取り組む観点から、県と市町が相応の負担のもと実施する制度となるよう見直してほしい。
 - ・償還払である高校生世代の受給者からは、申請手続の負担が大きい、一時的な医療費支払いが負担であるとの声が多くあっている。現物給付は、子育て家庭の利便性向上と行政の事務効率化に大きく効果があることから、現物給付の導入を求める。

	予算説明書				事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	尹 未 右	了开识
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-3	ファミリー・サポート・センター 運営費	千円 15,671

1 概要

地域において育児の援助を行いたい方(まかせて会員)及び育児の援助を受けたい方(おねがい会員)が会員となり、相互扶助の精神に基づいて実施する援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営するもの。

平成20年9月に事業を開始し、長崎市社会福祉協議会及び長崎市保育会に「ファミリー・サポート・センターながさき」の運営を委託している。

(1) 会員の区分と対象

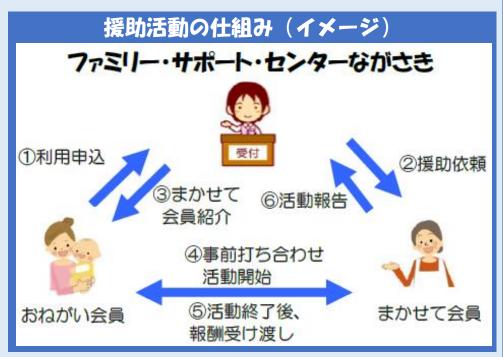
おねがい会員	長崎市、長与町又は時津町に居住し、 乳幼児又は小学生と同居・養育する方
まかせて会員	長崎市に居住する20歳以上の方 (所定の研修を受講した方)
どっちも会員	おねがい会員とまかせて会員を兼ねる

(2) 活動内容例

- 保育所等の送迎、学校や児童クラブ終了後の預かり
- ・塾や習い事の際の送迎
- ・冠婚葬祭等の際の預かり など (※理由は問わずに利用可能)

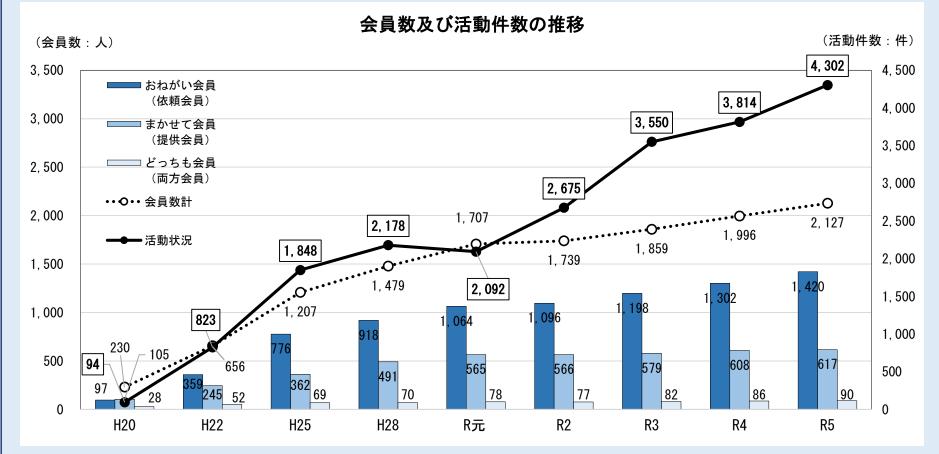
(3) 利用料金(基本料金)

平 日:700~800円/時間 土日祝日:800~900円/時間



2 現状と課題

(1) 現状



(2) 主な課題

- ア センターが2か所で分かりにくい
- イ 「まかせて会員」が少ない地域がある
- ウ 利用申請の時点では会員同士の顔が見えず、こどもを預けることに抵抗を感じる会員もいる
- エ 会員登録や利用申込等の手続きがオンライン化に対応していない
- オ 小学校から中学校への進学にあたり、継続利用を希望するケースがある

3 令和7年度予算

(1) 事業費

※予算額の下段()書きは令和6年度当初予算額

区分	予算額	備考
センター運営 に係る経費	13,009 千円 (11,016 千円)	・ファミリー・サポート・センター運営委託料
その他経費	2,662 千円 (464 千円)	・会員情報等管理システム「ファミサポくん」のクラウド版の導入・運用 (導入経費、システム利用料、備品購入等の環境整備経費) ・ファミリーサポートネットワーク負担金 ・その他消耗品費等
合計	15,671 千円 (11,480 千円)	

(2) 見直しの内容

- ア 運営体制の見直し【ファミリー・サポート・センター運営委託料:13,009千円】
 - ① 窓口業務の一本化等

現 行(令和6年度)

・センター業務の全部を 社会福祉協議会及び保育会に委託

社会福祉協議会		保育会
1	会員募集、会	員登録関連業務
2	援助活動のマ	ッチング業務
3	研修実施業務	i
4	委託契約等事	務関連業務

見直し後(令和7年度)

- ・委託業務のうち窓口業務を長崎市社会福祉協議会に一本化
- ・こどもの年齢や特性に応じて専門的な視点からマッチングを実施

	社会福祉協議会		保育会
1	会員募集、会員登録関連業務	1	- (※ 2)
2	援助活動のマッチング業務	2	_
3	- (% 1)	3	研修実施業務
4	委託契約等事務関連業務	4	委託契約等事務関連業務

- ※1 会員向けの研修実施に伴う現場補助のみ実施
- ※2 まかせて会員登録にかかる広報等は実施

- ② まかせて会員の増加へ向けた取組み
 - 研修業務を保育会に集約し、保育会の全市的なネットワークを活用しながら保育士OBなどの掘り起こしを行い、「まかせて会員」の増加と少ない地域の解消に取り組む。
 - 「まかせて会員養成講座」の回数見直し 【現行】年3回実施 ⇒【見直し後】年4回実施
- ③ 会員の不安解消に向けた取組み
 - まかせて会員が各地のお遊び教室に参加し、地域の中でおねがい会員や会員未登録者と交流して顔の見える関係を構築し、相互に安心して援助活動を行うことができる環境づくりに取り組む。
- イ DX化への対応【クラウド版「ファミサポくん」の導入・運用: 2,267千円】
 - 会員登録の申請や援助活動の申込、活動後の実績報告書の提出等がオンラインで実施できるクラウド版の 管理システムを導入し、利用者の利便性の向上及び事務の効率化に取り組む。
- ウ 利用対象者の緩和
 - 小学生までの範囲に限らず利用できるよう利用対象者を緩和(会員同士の了解が前提)

4 財源内訳

古		財源	内訳		
事	業費	国庫支出金※	県支出金※	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
	15, 671	5, 223	5, 223	_	5, 225

※子ども・子育て支援交付金 補助率:国 1/3、県 1/3

少子化対策アクションプラン該当事業 A3・B2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

	予算説明書				事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		了开识
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-5	子育て短期支援費	千円 3,499

1 概 要

児童を養育している保護者が、育児疲れや疾病、仕事等の理由により、家庭における児童の養育が一時 的に困難となったとき、児童福祉施設等(以下、実施施設)においてその児童の養育等を行うもの。

(1) 支援内容

区分	内容
①短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	児童を実施施設に宿泊させ、その児童の養育等を行う。 また、こどもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期入所させ、保護者 の育児疲れ等のケアも含めた支援を行う。
②夜間養護事業 (トワイライトステイ)	児童を夜間のみ実施施設に通所させ、その児童の養育等を行う。

[※] 令和6年度から実施施設の職員による児童の送迎も実施。

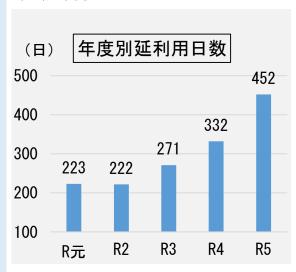
(2) 実施施設

現在の委託施設(R7	対象年齢	
社会福祉法人 明星会	児童養護施設 明星園	1歳~18歳未満
社会福祉法人 うみのほし会	児童養護施設 浦上養育院	1歳~18歳未満
社会福祉法人 南山手会	児童養護施設 マリア園	1歳~18歳未満
社会福祉法人 光と緑の園 (大村市)	乳児院 児童養護施設 向陽寮	乳児院 0歳~2歳未満 向陽寮 1歳~18歳未満
ファミリーホーム バオバブの家	乳児	



2 現状と課題

(1) 現状



- 限られた施設の中で、利用者の増加に 伴い、希望する日程での利用ができな いケースが生じている
- 保護者の就労の多様化により、一時的 に休日の日中に利用を希望するケース がある
- 児童自ら入所を希望するケースがある

(2) 課題

- ① 実施施設の拡充
- ② 休日預かり事業 の追加
- ③ 児童の申出による 入所の制度化

3 見直し内容

- ① 実施施設の追加
 - ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)を1箇所追加 ※小学校2年生以上の児童
- ② トワイライトステイに休日預かり事業を追加
 - 休日の日中に家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となる場合に入所を可能とする。
- ③ 児童の申出による入所の制度化
 - 保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に入所が可能であることを明確化(保護者の同意は必須)

④ 保護者負担額等の見直し

ア 国の基準に合わせた保護者負担額の分類の見直し (現行:3分類 ⇒ 見直し後:2分類)

イ ひとり親家庭等の取扱いの見直し

【令和6年度】

	対象世帯区分		
負担額の分類	原則	うち、 ひとり親家庭等	
A 自己負担なし	生活保護世帯等	生活保護世帯等 及び市町村民税 非課税世帯	
B 一部負担あり	市町村民税 非課税世帯	課税世帯	
C 負担軽減なし	一般世帯(課税世帯)	-	

【令和7年度】

	対象世帯区分		
負担額の分類	原則	うち、 ひとり親家庭等	
A 自己負担なし	生活保護世帯等	生活保護世帯等 及び市町村民税 非課税世帯	
※分類Bを 分類Aに統合	市町村民税 非課税世帯	課税世帯 (児童扶養手当 受給世帯)	
C 負担軽減なし	一般世帯(課税世帯)	課税世帯 (児童扶養手当 未受給世帯)	

:国基準に合わせた分類に見直す部分

:ひとり親家庭等の取扱いを見直す部分

4 令和7年度予算

(1) 事業費

区分	令和7年度予算額	延利用日数
委託料(ショートステイ)	3,386 千円	生活保護世帯等 385日 一般世帯 50日
" (トワイライトステイ)	94 千円	生活保護世帯等 29日
" (児童の付き添い)	19 千円	世帯問わず 10日
合計	3,499 千円	

5 財源内訳

市 ** 弗	財源内訳				
事業費	国庫支出金※	県支出金※	その他	一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	
3,499	1,166	1,166	_	1,167	

※ 子ども・子育て支援交付金 補助率: 国 1/3、県 1/3

【参考】

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業

(単位:円)

		1口またりの弗田	費用負担		
区	分	1日あたりの費用 () 内は現行	保護者負担額	市負担額	
	2歳未満の児童	13, 410	0	13, 410	
		(10, 700)	(0)	(10, 700)	
1 生活保護世帯等及び	親子入所	15, 350	0	15, 350	
	47L] 7CI7I	(9, 580)	(0)	(9, 580)	
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	 2歳以上の児童	7, 300	0	7, 300	
		(5, 500)	(0)	(5, 500)	
	親子入所	9, 240	0	9, 240	
	47L] 7CI7I	(9, 580)	(0)	(9, 580)	
	2歳未満の児童	10, 700	1, 100	9, 600	
2 本町村兄科北部科州世	親子入所	9, 580	980	8, 600	
2. 印则的氏优非缺优也带	2歳以上の児童	5, 500	1, 000	4, 500	
1. 生活保護世帯等及び 市町村民税非課税世帯等	親子入所	9, 580	1, 740	7, 840	
	2歳未満の児童	13, 410	4, 200	9, 210	
	- 乙級不両の元里	(10, 700)	(5, 350)	(5, 350)	
	親子入所	15, 350	4, 800	10, 550	
3. 一般世帯	就丁八川	(9, 580)	(4, 790)	(4, 790)	
	2歳以上の児童	7, 300	2, 100	5, 200	
	乙蔵以上の元里	(5, 500)	(2, 750)	(2, 750)	
	朝之 7 武	9, 240	2, 700	6, 540	
	親子入所	(9, 580)	(4, 790)	(4, 790)	

※「2. 市町村民税非課税世帯」は令和7年度より1に統合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

ア 夜間養護事業

(単位:円)

	1日あたりの	費用負担		
区 分	区 分 費用 ()内は現行		市負担額	
生活保護世帯、支援給付受給世帯及び 市町村民税非課税世帯等	1,650 (1,500)	0 (0)	1,650 (1,500)	
市町村民税非課税世帯	1,500	300	1,200	
一般世帯	1,650 (1,500)	400 (750)	1,250 (750)	

^{※「2.} 市町村民税非課税世帯」は令和7年度より1に統合

イ 休日預かり事業 (新規)

(単位:円)

豆 八	1日あたりの	費用負担		
区分	費用	保護者負担額	市負担額	
生活保護世帯、支援給付受給世帯及び 市町村民税非課税世帯等	3,310	0	3,310	
一般世帯	3,310	1,000	2,310	

(3) 通学時等の児童の付き添い

(単位:円)

1日あたりの費用	市負担額		
1,860	1,860		

少子化対策アクションプラン該当事業A3・B2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

	予算説明書			事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号		了开联
174~175	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-6	病児・病後児保育費	千円 127,298

1 現状と課題

【現状】病児・病後児保育施設は、令和7年3月に8施設となる。施設を利用するための予約は電話や専用サイトからの申し込みなど施設ごとに異なる

【課題】

- ・施設の空き状況がわからない
- ・電話で予約する必要がある

2 対応方針

病児を抱えた保護者の負担軽減を図るため、各病児・病後児保育施設に統一した予約システムを導入し、利用時に各施設の空き状況を同一システム画面(web)上で把握し、予約申込みできる環境を整備

3 事業概要

保護者の就労等により、病気又は病気回復期の児童を家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に保育することで、仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る

(1) 対象施設(8施設)

医療機関内併設4施設、保育施設内併設4施設の合計8施設で病児・病後児保育事業を実施

施設名		設置施設	開設年月	
1	中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」(江戸町)	ふくだこどもクリニック付設	平成10年7月	
2	病児保育にこにこルーム(本原町)	中山小児科クリニック付設	平成12年4月	
3	病児保育室「あおむし」(かき道3丁目)	幼保連携型認定こども園かき道ピノキオこども園付設	平成20年4月	
4	病児保育「クローバー」(滑石2丁目)	りゅうキッズクリニック付設	平成25年10月	
5	病児保育室「てって」(愛宕4丁目)	幼保連携型認定こども園愛宕ピノキオこども園付設	令和6年5月	
6	病児保育室ごろごろ(坂本1丁目)	認定こども園キンダーフィールド付設	令和7年1月	
7	病児保育「ねんねこ」(深堀町1丁目)	森の風保育園付設	令和7年2月	
8	病児保育チェリー(新小が倉2丁目)	幼保連携型認定こども園さくら幼稚園・さくらんぼ保育園付設	令和7年3月	

3 事業概要

(2) 予約システム

病児を抱えた保護者の負担軽減を図るため、各病児・病後児保育施設に統一した予約システムを導入し、利用時に各施設の空き状況を同一システム画面(web) 上で把握し予約申込みできる環境を整備

(単位:千円)

119,147

4 予算額

予算額:127,298千円

(1) 委託料内訳

> 施設名 ③減免 $(1)\sim(4)$ ①基本分②加算分 4保険料 (年間利用確保数(定員×開所日数)) 加算分 合計 中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」(2,619人) 8.443 18,000 340 61 26.844 9.000 252 57 8.443 17.752 病児保育にこにこルーム(1.746人) 57 8,443 7,000 216 15,716 病児保育室「あおむし」(1.164人) 4.000 病児保育「クローバー」(960人) 8.443 126 56 12.625 病児保育室「てって」(960人) 8,443 3,000 54 56 11,553 52 病児保育室ごろごろ(960人) 8.443 3.000 56 11.551 52 病児保育「ねんねこ」(960人) 3.000 58 11.553 8.443 52 8,443 3,000 58 11,553

〇 委託料の算出方法

病児保育チェリー(960人)

計(10,329人)

委託料 ①基本分 + ②加算分 + ③減免加算分 + 4)保険料 =

67.544

50.000

1.144

459

※ 国の補助単価を用いて委託料を積算(④保険料は、国庫補助対象外)

4 予算額

(2) 委託料積算内訳

① 基本分 … 1箇所当たり年額 8,443,000円

② 加算分 … 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額	施設名	
平间延入利用完里数	(1か所当たり年額)		
50 人以上 100 人未満	1,000,000 円		
[略]	[略]		
200 人以上 300 人未満	3,000,000 円	てって、ごろごろ、ねんねこ、チェリー	
300 人以上 400 人未満	4,000,000 円	クローバー	
400 人以上 500 人未満	5,000,000 円		
500 人以上 600 人未満	6,000,000 円		
600 人以上 700 人未満	7,000,000 円	あおむし	
[略]	[略]		
800 人以上 900 人未満	9,000,000 円	にこにこルーム	
[略]	[略]		
1,700 人以上 1,800 人未満 18,000,000 円		あひるっこルーム	
[略]	[略]		
3,800 人以上 4,000 人未満	38,000,000 円		

- ③ 減免加算分 … 生活保護法による被保護者世帯、市町村民税非課税世帯の利用時の加算 1人につき2,000円
- ④ 保険料 … 前年の1日あたりの平均利用児童数による

1人まで 55,450円

2人まで 56,300円

3人まで 57,150円

4人まで 58,000円

(5人以上となる場合は、児童1人につき1,000円を加算)

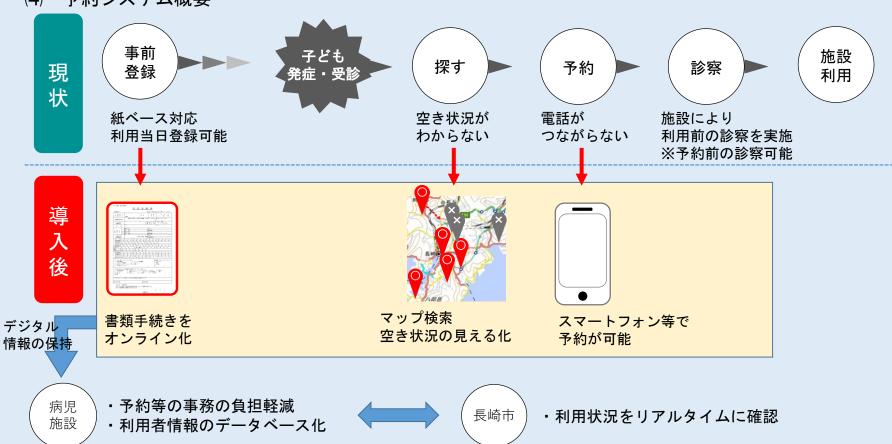
4 予算額

(3) 予約システム経費内訳

(単位:千円)

項目名 初期導入費①		システム利用料②		合 計		
自治	台体		1, 375		1, 056	2, 431
施	設	8施設×@385	3, 080	8施設×@330	2, 640	5, 720
合	計		4, 455		3, 696	8, 151

(4) 予約システム概要



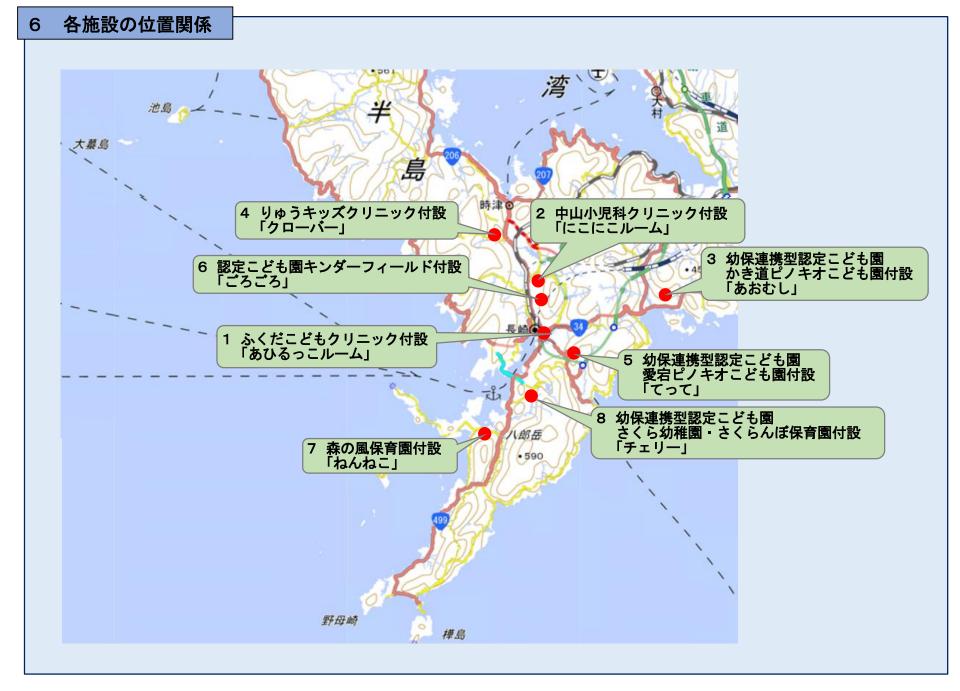
5 財源内訳

事業費	財源内訳						
尹 未 其	国庫支出金※1	県支出金※2	その他※3	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円			
127,298	42,018	39,562	45,718	_			

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費(委託料)のうち④保険料を除く(118,688千円)の1/3 保育対策総合支援事業 国庫補助率 事業費(予約システム導入費)のうち自治体分(1,375千円)の2/3 事業費(予約システム導入費)のうち施設分(3,080千円)の1/2

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費(委託料)のうち④保険料を除く(118,688千円)の1/3

※3 こども基金



少子化対策アクションプラン該当事業A3・B2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

		予算説明書		事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	ず 未位	丁开吹
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-16	民間保育所等こども誰でも 通園事業費補助金	千円 22,400

1 事業の目的

こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)』により、令和7年度以降、『児童福祉法(昭和22 年法律第164号)』において、「乳児等通園支援事業」として位置付けられ、『子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)』においては、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となる。

- ・令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業として、自治体の判断において先行事業として実施
- ・令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施

2 対応方針

- ・令和7年度においては、同制度の本格実施を見据えた先行事業として実施 (民間保育所等への意向調査を踏まえ、概ね40施設を想定)
- ・令和8年度からは、公立保育所等も含めた原則、市内全施設を対象に実施

っ^{どもまん}な_あ こども家庭庁

こども誰でも通園制度について

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

労要件あ

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
- ・118自治体に内示(令和6年8月30日現在)
- ※年末までに令和7年度の事業内容(人員・設備の基準等)の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化 (地域子ども・子育て支援事業)
- ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容(給付の詳細等)の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
- ・全自治体で実施

(1) 実施施設 保育所、認定こども園、幼稚園(概ね40施設)

(2) 対象こども 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども (概ね月に200人)

(3) 利用者負担額 こども1人1時間当たり300円(標準)

(4) 補 助 額 対象施設あて、対象こども1人あたり国が定める下記単価を支給

【内訳】

施設種別	人数	単価	補助時間/月	補助月数	補助額
0歳6か月~満1歳未満	60人	1, 300円	10時間	10ヶ月	7,800千円
満1歳以上~満2歳未満	60人	1, 100円	10時間	10ヶ月	6,600千円
満2歳以上~満3歳未満	80人	900円	10時間	10ヶ月	7, 200千円
(うち)障害児その他	(20人)	400円	10時間	10ヶ月	800千円
合 計	200人	_	_		22, 400千円

(5) 実施方法等

- ア 利用方式は、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど選択可能
- イ 実施類型は一般型(在園児合同又は専用室独立実施型)、余裕活用型は各施設において選択性
- ウ ひと月1人当たりの利用可能な時間数の上限は、国が標準的に示す10時間

(6) 実施時期

令和7年4月から施設の事業認可、利用者の利用認定を行うため事業開始時期は令和7年6月を予定

(7) 利用申込 (イメージ)

- 入所等とは異なり、市町での利用調整等は行わない。
- 国が整備したシステムにより、利用者が直接申込・調整を行う

本システムの 主な利用の流れ

ポイント

こども家庭庁

≡ скемтем**ии**

しどもまんなか

事業所 検索

事業所を検索

- 現在地から地図で探す/自治体から探すことができる
- 条件で絞り込みができる(医療的ケア児対応など)
- お気に入り追加ができる

面談 予約

初回面談を予約

面談予約と利用予約を同時に行える

利用 予約

初回面談後に利用 を予約

お気に入りや面談済の事業所から予約ができる(探す手間) が少ない)

利用前

予約の確認・承認を 行う

- 0才児、アレルギーなど予約判断を行う上で必要な情報を取 得できる
- 過去の行動記録を参照できる

利 かり 用当日

お子さまを預かる

- QRコードを読み込むことで預け入れが開始できる
- 保育中に確認すべき情報をすぐに参照することができる。

食

(おやつ・食事を提 供) ※対応事業所の場合

アレルギー情報を再度検知できる

利用後

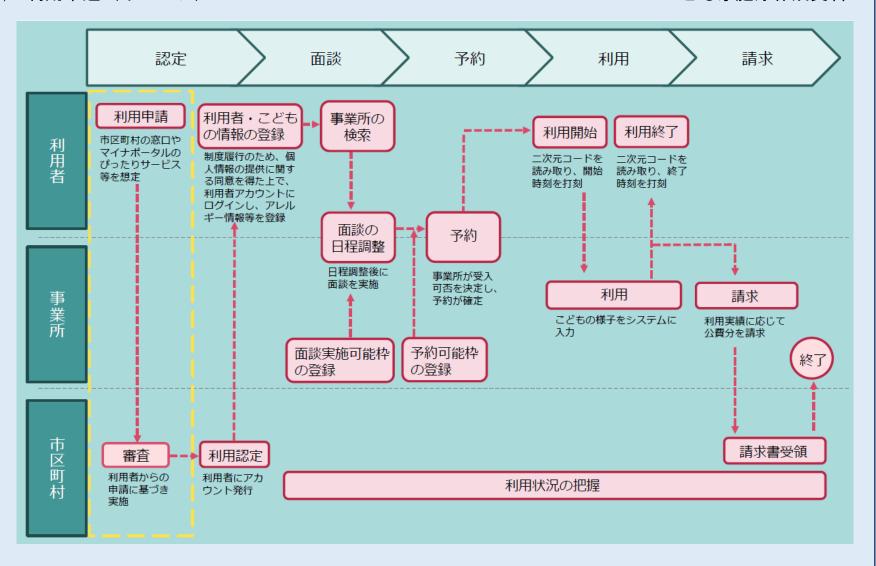
利用完了後、利用 履歴を残す

 システム内に利用履歴を残すことで、次回参照することができ る



(7) 利用申込 (イメージ)

こども家庭庁作成資料



4 財源内訳

事業費	財源内訳						
一种一种	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円			
22, 400	16, 800	_	_	5, 600			

※ 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 3/4

		予算説明書	1	事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	ず 木 石	J [·] Jf· 以
176~177	3 ′ 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-1	放課後児童健全育成費	千円 1,895,614

1 事業目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や 土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。



2 放課後児童クラブの利用状況等

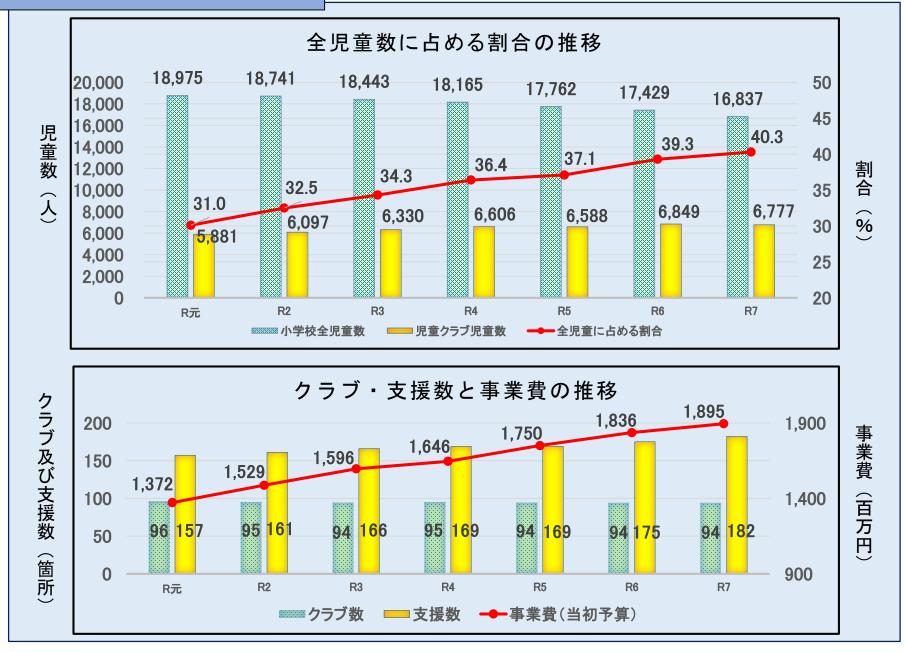
各年度 5月1日現在

項目	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
クラブ数(箇所)	96	95	94	95	94	94	94
支援数(箇所)	157	161	166	169	169	175	182
対前年度比(箇所)	11	4	5	3	0	6	7
小学校全児童数(人)①	18,975	18,741	18,443	18,165	17,762	17,429	16,837
対前年度比(人)	▲365	▲ 234	▲298	▲ 278	▲ 403	▲333	▲ 592
クラブ利用児童数(人)②	5,881	6,097	6,330	6,606	6,588	6,849	6,777
対前年度比(人)	225	216	233	276	1 8	261	▲ 72
全児童に占める割合(②/①)	31.0%	32.5%	34.3%	36.4%	37.1%	39.3%	40.3%
事業費(当初予算)(千円)	1,372,173	1,529,269	1,596,666	1,646,649	1,750,850	1,836,051	1,895,614
対前年度比(千円)	149,595	157,096	67,397	49,983	104,201	85,201	59,563

^{※ 1}支援の児童数は概ね40人以下

^{※「}待機児童数(H27~R7)」は0人(国の実施状況調査要領に基づいて算出)

2 放課後児童クラブの利用状況等



(1) 放課後児童クラブへの補助 1,893,479千円 (ア+イ)

ア 子ども・子育て支援交付金分 1,800,573千円 ※網掛けは、国の令和6年度基準額改正による変更分

補助対象	予算額	
支援数	(千円)	内容
182	856,064	運営費基本額 250日以上開所する放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営費を補助(放 課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助)
		 ・児童の数が1~19人の支援の単位 2,629千円-(19人-構成する児童数)×29千円 ※旧単価 2,558千円 ・児童の数が20~35人の支援の単位 4,868千円-(36人-構成する児童数)×26千円 ※旧単価 4,734千円 ・児童の数が36~45人の支援の単位
		4,868千円 ※旧単価4,734千円 ・児童の数が46~70人の支援の単位 4,868千円-(構成する児童数-45人)×75千円 ※旧単価 4,734千円 ・児童の数が71人以上の支援の単位 2,917千円
171	100,320	- 2,917 〒円 開所日数加算 土曜日に開所(8時間以上)するクラブの250日を超える日の運営費を補助 (年間開所日数-250日)×20千円 ※旧単価 19千円
178	78,355	長時間開所加算 平日は6時間を超え、かつ18時を超えて、長期休暇等は8時間を超えて開所するクラブに延長時間の運営費を補助
		 平日:1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×421千円 ※旧単価 409千円 長期等:1日8時間を超える時間の年間平均時間×190千円 ※旧単価 184千円 長期休暇支援加算:(上記要件に該当する開所日数)×20千円※旧単価19千円 長期休暇中に新たな支援を設けて運営する場合に運営費を補助
	171	支援数 (千円) 182 856,064

K	分	補助対象 支援数	予算額 (千円)	内容
共立	景竟收事事集	14	12,516	新たに事業を実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所 準備に必要な経費に対する補助及び既存の事業を実施している場合における 設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助 ・開所準備経費を含まない場合:基準額 1,000千円 ・開所準備経費を含む場合:基準額 1,600千円
n-te	1 5 2 人	124	255,316	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 2,059千円 ※旧単価 2,009千円
障害児受入費	3人以上	24	55,593	障害児を3人以上受け入れる場合、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、受け入れ人数に応じて必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を加配するクラブに対する補助 基準額 職員1名あたり2,059千円 ※旧単価2,000千円 ア3人以上5人以下受入の場合は、1名 イ6人以上8人以下受入の場合は、2名 ウ9人以上受入の場合は、3名
7 th	運営支援事業	28	45,653	学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料及び移転に係る経費を補助(待機児童が既に存在、又は当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件) ・賃借料補助 基準額 3,374千円 ※旧単価 3,066千円 ・移転関連費用補助 基準額 2,500千円
i i	送卯支爰事集	6	1,206	学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助 基準額 536千円 ※旧単価 521千円

区分	補助対象 支援数	予算額 (千円)	内容
hn	126	210,092	家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助
過過			基準額 1,678千円
処遇改善等事業	14	44,212	上記の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助
			基準額 3,158千円
キャリアアップ処遇改善事業	122	68,172	放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額(①~③の上限) 919千円 ①放課後児童支援員を配置 1人あたり 131千円 ②経験年数5年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置 1人あたり 263千円 ③経験年数10年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置 1人あたり 394千円
処遇改善事業	173 1 1 1 1 1	70,502	クラブの職員に対し、3%程度(月額9千円相当)の賃金改善を行う場合に、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 1人あたり月額 11千円 ※ただし、勤務時間等により異なる

区分	補助対象 支援数	予算額 (千円)	内容
支援事業小規模クラブ	4	2,572	19人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助 基準額 643千円 ※旧単価 625千円

イ 市単独補助分 92,906千円

•家賃等補助 13,040千円

区分	補助対象 支援数	予算額 (千円)	内容
家賃	12	13,040	家賃等補助 クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助。平成26年度以前から運営しているクラブが対象。なお、平成27年度以降に新設されたクラブには、運営支援事業による補助。 月額(上限)100千円 ※ただし、月額が100千円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定
家賃等補助			施設整備借入金償還金補助 クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助(既に交付を受けているクラブに限る). 月額(上限)100千円 施設補修費補助 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助
			年額(上限) 300千円

• 利用料減免費 79,866千円

区分	補助対象 支援数	予算額 (千円)	内容
	182	37,980	ひとり親家庭等減免費 ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人あたり月額(上限) 4千円
		432	傷病による生活保護受給世帯減免費 傷病が理由の生活保護受給世帯の児童がクラブを利用する場合の利用料に ついて、クラブが減免した経費に対する補助
1			基準額 児童1人あたり月額(上限) 8千円
利用料減免費		26,604	就学援助受給世帯減免費 就学援助受給世帯の児童がクラブを利用する場合の利用料について、クラブ が減免した経費に対する補助 基準額 児童1人あたり月額(上限) 4千円
			本年領 元里「八のだり万領(工政) サーコ
		14,850	長期休暇分利用料減免費 ひとり親等世帯、傷病による生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児 童がクラブを利用する場合の長期休暇に係る利用料増額分についてクラブが減 免した経費に対する補助
			基準額 児童1人あたり(各休み 上限) 春休み 3千円 夏休み 6千円 冬休み 2千円

(2) 放課後児童クラブ支援員の研修 1,163千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催

•8回予定(救急法、障害児等研修)

(3)その他経費 972千円

•会計年度任用職員報酬 607千円

·備品購入等 365千円



4 財源内訳

- 		財 源	内 訳	
事業費	国庫支出金※1	県支出金※2	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
1, 895, 614	600, 771	600, 190	3	694, 650

- ※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 1/3 (事業費:1,800,572千円)
 - 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 国庫補助率 1/2 (事業費:1,163千円)
- ※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 1/3 (事業費:1,800,572千円)
- ※3 保険料個人負担金

		予算説明書	ţ	事業名	予算額		
ページ	款	項	目	番号	7 X 1	J' 并 缺	
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-5	民間保育所等支援内容記録 カメラ等設置費補助金	千円 7,500	

1 現状と課題

【現状】

弱い立場に置かれたこどもが性犯罪・性暴力被害 に遭う事案の発生が懸念される

【課題】

すべてのこどもが安心して過ごせるよう教育・保 育環境への対策が必要

2 対応方針

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や、保育状況の説明要望などに応えるカメラ等の設置支援を実施

3 事業概要

(1) 対象施設(予定) 50施設(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設及び病児保 育施設のうち、導入希望施設)

※令和5年度から令和6年度にかけて同事業を実施しており、57施設が導入済

- (2) 補助基準額 1施設当たり 200千円 (上限)
- (3) 事業費 7,500千円(200千円×50施設×3/4)
- (4) 負担割合 国2/3、市1/12、事業者1/4

4 予算額

(単位:千円) 予算額:7,500千円

	内。訳								
施設種別	1	2	3			事業者			
	補助 基準額	導入希望 施設数	予算額 (①×②×3/4)	国 (③×8/9)	市 (③×1/9)	$(1 \times 2 \times 1/4)$			
保育所		23施設	3, 450	3, 067	383	1, 150			
認定こども園	200 ₹ ⊞	20施設	3, 000	2, 667	333	1, 000			
認可外保育施設	200千円	5施設	750	666	84	250			
病児保育事業所		2施設	300	266	34	100			
計		50施設	7, 500	6, 666	834	2, 500			

財源内訳 5

事業費	予算額			事業者		
1	2	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源	負担額 ①-②
千円 10,000	千円 7, 500	千円 6, 666	千円 一	千円 -	千円 834	千円 2, 500

「補助基準額)

10,000 \ \ 9/12 \ 8/12

1/12

3/12

※保育対策総合支援事業費補助金 国庫補助率 2/3

	3	予算説明書	ŧ	事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	了开吹
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	13-2	【補助】児童福祉等施設整備 事業費補助金(放課後児童クラブ)	千円 76,122

1 事業目的

学校改築に伴い、既存の放課後児童クラブ施設を改築する必要があるため、放課後児童クラブの運営者が実施する施設整備に対し、国・県の補助制度を活用し、その経費について補助するもの。



2 事業内容

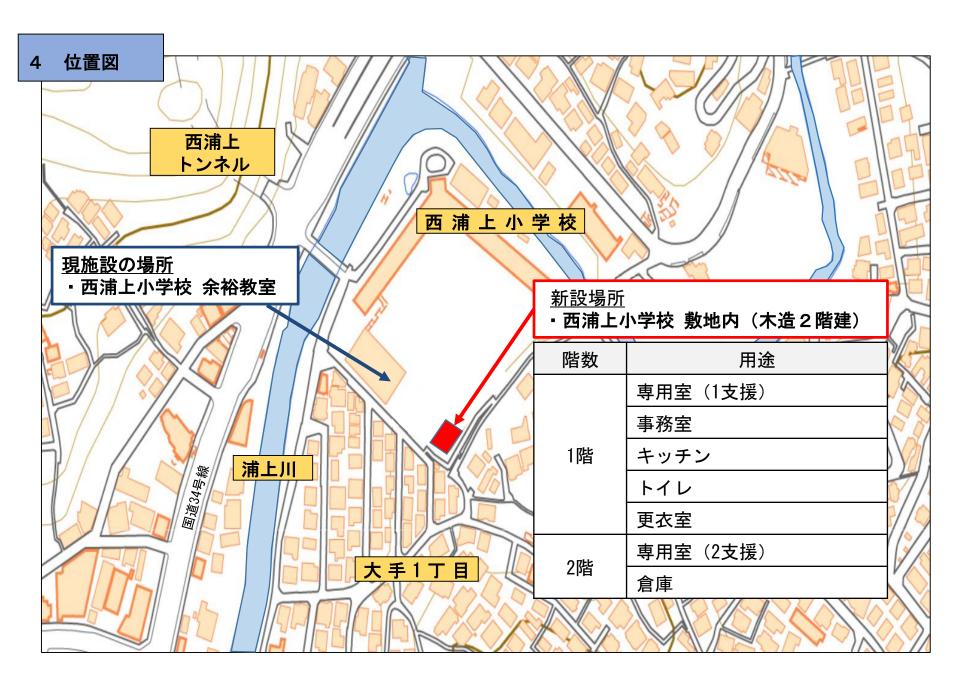
				整備前			整備後			
	フラブ名 運営者】	登録 児童数 (人)	施設整備 の理由	専用区画 面積 (㎡) 場所	支援数	利用 定員 (人)	専用区画 面積 (㎡) 場所	支援数	利用 定員 (人)	着工予定 ~ 完成予定
学童	保育ひばり		24 14 31 <i>6</i> 75 1 -	159. 3			198. 8			令和7年7月
[(-	-社)学童保 ばり】	102	学校改築に 伴う新設	西浦上小余裕教室	3	97	西浦上小 敷地内	3	120	~ 令和8年3月

^{※ 1}支援の児童数は、概ね40人以下(国基準)

3 財源内訳

事業費	予算計上額		財源内訳					
1	2	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債 ※3	一般財源	1-2		
千円 104, 500	千円 76, 122	千円 63, 435	千円 6, 342	千円 4,800 (80%)	千円 1,545	千円 28, 378		
補助基本額 101, 499	3/4	5/8	1/16	1/1	ِ م	1/4		

- ※1 子ども・子育て支援施設整備交付金 国庫補助率 5/8 (補助対象額:101,499千円)
- ※2 児童福祉関係社会福祉施設整備費補助金 県補助率 1/16(補助対象額:101,499千円)
- ※3 起債充当率 地方負担分(6,345千円)の80%(交付税措置率-%)〔社会福祉施設整備事業債〕



	-	予算説明書		± *	▽ & & & E	
ページ	款	項	目	番号	事業名	予算額
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	14 - 1	【単独】新保育施設建設用地整備事業費 旧仁田佐古小学校跡地通路	千円 48,500

1 事業目的

令和8年4月からの市立緑ケ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲に伴い、旧仁田佐古小学校跡地を新保育施設の建設用地として活用することとしており、移譲先法人が建設する新設保育施設への歩行者通路(スロープ)を新設するもの。

また、園バスや保護者の送迎用車両が通行できるよう、既存取付道路の改良を行うもの。

2 事業内容

- (1) 新保育施設建設用地歩行者通路整備工事
 - ア 事業費 37,600千円
 - イ 事業期間

令和7年5月~令和8年2月(予定)

ウェ事内容

延長 L=43.8m

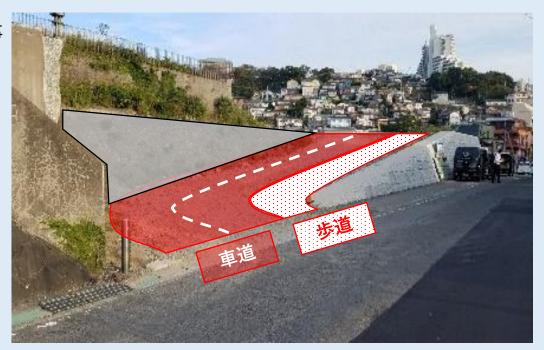
(通路延長 38.4m 階段延長 5.4m)

幅員W=2.0m

舗装、擁壁及び転落防止柵の設置等 歩行者用通路(スロープ)



- (2) 新保育施設建設用地取付道路改良工事
 - ア 事業費 10,900千円
 - イ 事業期間 令和7年10月~令和8年2月(予定)
 - ウ 工事内容
 延長 L = 25.0m
 幅員W=6.0m
 (車道5.0m、歩道1.0m)
 擁壁、舗装、転落防止柵



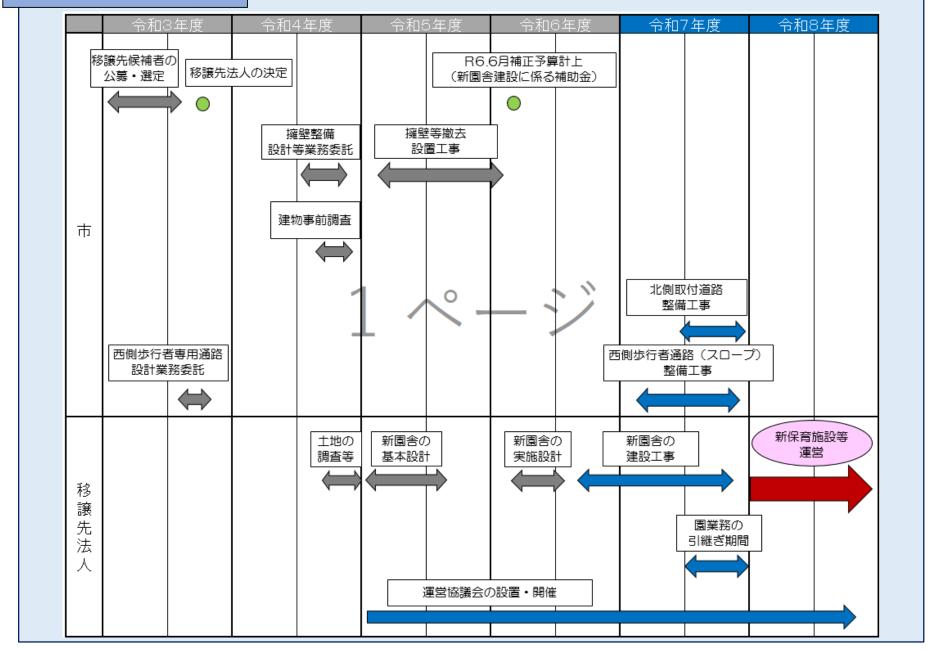
3 財源内訳

古 ** 弗				財源内訳		
事業費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	- 500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 48,500

4 位置図等



5 スケジュール (予定)



少子化対策アクションプラン該当事業 A 3 · B 2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

予算説明書					事業名	 予算額	
ページ	款	項	目	番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	广并识	
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費	千円 16,275,945	

1 概要

【現状】

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準」(平成27年内閣府告示第49号)によって定められた公定価格(国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価)をもとに、民間保育所等に対して施設型給付費等を毎月支弁する。

【国の方針】

保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施

- ・令和6年4月に遡って、公定価格のうち人件費として10.7%程度引き上げる (令和6年人事院勧告の内容)
 - ア 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
 - イ ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)
 - ※令和6年度の保育士の人件費(国) 404万円→448万円(+44万円)

【市の対応】

- ・令和6年4月に遡った差額の支給及び俸給の引き上げ状況については、令和7年度に施設から提出される 実績報告や指導監査の際に、賃金台帳及び給与表を確認する。
- 差額の支給及び俸給の引き上げが行われていない施設には指導を行う。

(1)対象施設数、児童数(毎月初日在籍延べ児童数)及び予算額

施設区分	施設数	認定区分ご	ことの児童数(人)	予算額(千円)
但去記	60	2号認定	30, 064	2, 539, 174
保育所		3号認定	23, 263	4, 217, 062
		1号認定	19, 100	2, 232, 977
認定こども園	61	2号認定	34, 642	2, 888, 581
		3号認定	26, 216	3, 913, 472
幼稚園	9	1号認定	4, 568	484, 679
合計	130		137, 853	16, 275, 945

(2)認定区分ごとの児童数及び予算額

認定区分	児童数(人)	予算額(千円)
1号認定	23, 668	2, 717, 656
2号認定	64, 706	5, 427, 755
3号認定	49, 479	8, 130, 534
合計	137, 853	16, 275, 945

3 財源内訳

-+ .uu -++	財源内訳				
事業費	国庫支出金※1	県支出金※2	その他※3	一般財源	
千円 16, 275, 945	千円 7, 926, 176	千円 3, 659, 495	千円 411, 612	千円 4, 278, 662	

※1 子どものための教育・保育給付交付金

国庫負担率 1号認定こども:全国統一分 基礎額(事業費×74.9%)×1/2

2号認定こども:事業費×1/2 3号認定こども:事業費×59.08%

※2 子どものための教育・保育給付費県費負担金

県負担率 1号認定こども:全国統一分 基礎額(事業費×74.9%)×1/4

2号認定こども:事業費×1/4

3号認定こども:事業費×20.46%

長崎県施設型給付費等事業費補助金

県負担率 1号認定こども:地方単独分 基礎額(事業費-基礎額(事業費×74.9%))×1/2

※3 利用者負担額(民間保育所保育料)

(参考1) 保育所等を同時利用する第2子以降の保育料無償化による歳入減額分等 313,439千円

(参考2)

認定種別		定義
教育利用 1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって		満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
保育利用	2 号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
休月刊用	3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。

					事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	事業名	J′ 异 供	
176~177	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	3 – 1	児童手当費	千円 8,633,791	

1 概 要

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

2 事業内容

令和6年度の制度改正

- (1) 改正内容
 - ア 所得制限の廃止
 - イ 支給期間の延長(中学生まで → 高校生年代まで)
 - ウ 第3子以降に係る手当額の増額(10,000円又は15,000円 → 30,000円) 及び第1子にカウントする対象年齢の引上げ(高校生年代 → 22歳年度末)
 - エ 支払回数の増(4か月に1回 → 2か月に1回)
- (2) 適用時期

令和6年10月分の手当(令和6年12月支給分)から

※令和7年度予算は、制度改正の影響が通年分で生じることから、令和6年度予算より増

3 令和7年度予算

[2	区分	予算額(千円)	主な内容
1節 報	尼 西州	351	
4節 共	キ済費	6	会計年度任用職員に係る報酬等
8節 旂		23	
10節	需用費	2, 362	消耗品、印刷製本費等
11節 :	役務費	1, 926	郵送料
12節	委託料	128	データパンチ委託料
19節	扶助費	8, 628, 995	児童手当
計		8, 633, 791	

区分		支給単価	延児童数	予算額(千円)	
25年土洪	第1子、第2子	15, 000円	58, 267人	874, 005	
3歳未満 	第3子以降	30,000円	16, 111人	483, 330	
3歳~高校生年代	第1子、第2子	10,000円	446, 891人	4, 468, 910	
	第3子以降	30,000円	93, 425人	2, 802, 750	
	計	614, 694人	8, 628, 995		

4 財源内訳

市 	財源内訳					
事業費	国庫支出金※1	県支出金※2	その他※3	一般財源		
千円 8, 633, 791			千円 2	千円 825, 481		

- ※1 児童手当等交付金国庫負担金 負担率は下図のとおり ※2 児童手当県費負担金 負担率は下図のとおり
- ※3 保険料個人負担金

非被用者 公務員 被用者 3歳 支援納付金 支援納付金 所属庁 事業主 国 4/15 未満 10/10 3/5 2/5 3/5 3歳 地方 地方 支援納付金 支援納付金 所属庁 国 4/9 国 4/9 以降 2/9 2/9 1/3 1/3 10/10



					事業名	予算額
ページ	ページ 款 項 目 番号				学 未 17	J′异识
178~179	3 民生費	2 児童福祉費	3 ひとり親家庭福祉費	1 – 6	児童扶養手当費	千円 1,840,910

1 概 要

ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育している母、父または養育者に児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

令和6年度の制度改正

(1) 改正内容

	区分	見直し前	見直し後
所得制限※	全部支給の所得限度額 (手当額の全額を受給できる収入)	年収160万円	年収190万円
	一部支給の所得限度額 (手当額の一部を受給できる収入)	年収365万円	年収385万円
第3子以降の加算額		3, 230円~6, 450円	5,380円~10,750円 第2子と同額まで引上げ

※所得限度額は、例として2人世帯(親1人、こども1人)の場合の給与収入額

(2) 適用時期

令和6年11月分の手当(令和7年1月支給分)から

※令和7年度予算は、制度改正の影響が通年分で生じることから、令和6年度予算より増

令和7年度予算

区分	予算額(千円)	主な内容		
1節 報酬	3, 770			
3節 職員手当等	707	ᇫᆋ左ᆇᄯᄆᄥᄝᇆᄹᄼᄞᄥᅉ		
4節 共済費	722	会計年度任用職員に係る報酬等		
8節 旅費	256			
10節 需用費	877	消耗品、印刷製本費等		
11節 役務費	1, 760	郵送料		
12節 委託料	50	障害認定審査委託料		
19節 扶助費	1, 832, 768	児童扶養手当		
計	1, 840, 910			

財源内訳

市 * 弗	財源内訳					
事業費	国庫支出金※1	県支出金	その他※2	一般財源		
千円 千円 1,840,910 612,879		千円 一	千円 28	千円 1, 228, 003		

※1 児童扶養手当給付費国庫負担金 国庫負担率 1/3 特別児童扶養手当事務取扱交付金 ※2 証明手数料、保険料個人負担金 国交付率 10/10

【参考】

(1) 手当月額の推移

区分		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(予定)
	全部支給	43, 070円	44, 140円	45, 500円	46, 690円
基本額	一部支給	43, 060円 ~ 10, 160円	44, 130円 ~10, 410円	45, 490円 ~ 10, 740円	46, 680円 ~ 11, 010円
第2子加算額	全部支給	10, 170円	10, 420円	10, 750円	11,030円
	一部支給	10, 160円 ~ 5, 090円	10, 410円 ~ 5, 210円	10, 740円 ~ 5, 380円	11,020円 ~5,520円
	全部支給	6, 100円	6, 250円	※ 6,450円	生りて 加 答 好
第3子以降加算額	一部支給	6, 090円 ~ 3, 050円	6, 240円 ~ 3, 130円	※ 6,440円 ~3,230円	第2子加算額 と同額

※R6年度の第3子以降加算額は、制度改正後のR6.11月分から第2子加算額と同額

(2) 扶助費の推移

区分			予算				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
支給人数	62, 215人	47, 494人	46, 416人	44, 458人	42,508人	40,885人	40, 524人
扶 助 費 (千円)	2, 612, 449	2, 002, 016	1, 928, 389	1, 630, 307	1, 588, 226	1, 787, 190	1, 832, 768

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	ず 木 1 ₄	了开联
178~179	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立保育所 等施設費	2-2	民間移譲円滑化負担金	千円 2,525

1 現状と課題

【現状】

令和8年4月の市立緑ケ丘保育所及び仁田保育所の 民間移譲にあたり、在園児も新施設へ移行

【課題】

民間移譲に伴い、保育士等・場所の入れ替わりにより、在園児にとって環境が大きく変わるため、その不安を軽減することが必要

2 対応方針

- ・市立保育所の民間移譲にあっては移譲前の一定 期間において移譲法人先の職員が市立保育所の 運営に携わり、円滑な引き継ぎを実施
- ・引き継ぎ期間については、移譲先法人への子ども・子育て支援法に規定する施設型給付の支給がないことから、移譲先法人に対し、人件費相当額の一部を市が負担

合計 2,524,287円

3 事業概要

- (1) 対象者 移譲先法人が引き継ぎ期間中に、市立保育所へ保育業務引継ぎのため配置した職員のうち、 市が認めた者
- (2) 対象経費 上記に係る人件費
- (3) 実施時期 令和8年1月~3月(予定)
- (4) 負担額 保育士(園長) @313,734円×1人×1月×2/3= 209,156円 保育士(主任) @299,092円×1人×1月×2/3= 199,395円

保育士 @264,467円×6人×2月×2/3= 2,115,736円

※単価については、公定価格の基本分単価に含まれる保育所職員の本俸基準額等

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳					
事業費	国庫支出金	県支出金	その他※	一般財源		
千円	千円	千円	千円	千円		
2, 525	-	_	2, 525	_		

※ こども基金

		予算説明書	ţ	事業名	 予算額	
ページ	款	項	目	番号	学 未 1	丁并识
192~193	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-1	妊産婦健康診査費	千円 212,165

1 事業概要

妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期に発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるように妊娠期の定期健康診査を実施するとともに、産後うつの予防のため、出産後間もない時期の産婦に健康診査を実施するもの。あわせて、妊娠判定のための初回の産科医療機関の受診に係る費用の一部を助成するもの。

〇 妊婦健康診査 : 定期健康診査を14回実施(多胎妊婦については最大5回追加)

〇 産婦健康診査 : 産後の健康診査を2回(産後2週間及び産後1か月)実施

○ 初回産科健康診査: 低所得世帯の妊婦に対して初回の産科受診料を助成(上限1万円/人)

2 現状

妊婦健康診査については、長崎県や長崎県医師会、長崎県内の自治体等で協議の上、統一した検査項目を、一人あたり最大14回、最大10万円を公費負担

- ① 子宮頸がん検査 妊婦健康診査の検査項目に入っておらず、健康増進事業 (がんの早期発見・早期治療)で実施
- ② 妊婦健康診査の公費負担額 上限:妊婦一人あたり10万円(H22年度以降、据置き)

妊婦健康診査 検査内容							
問診及び診察	Rh血液型						
定期検査及び保健指導	グルコース						
超音波検査	HIV検査						
血色素検査	不規則抗体検査						
梅毒血清反応検査	風疹ウイルス抗体価検査						
H B s抗原検査	クラジミア抗原検査						
C型肝炎抗体検査	ATL抗体検査						
ABO血液型	一般細菌培養(GBS)検査						

3 令和7年度予算

(1) 見直し内容

令和7年度の妊婦健康診査の実施内容及び 公費負担額について、長崎県内で統一して変 更が示されたことから以下のとおり見直す。

① 検査項目の追加

検査項目に「子宮頸がん検査」を追加

② 公費負担額(上限)の変更

現 行: 100,000円/人

 $\downarrow \downarrow$

見直し後: 112,350円/人



(2) 事業費

(千円)

項目	予算額	主な内容
01 報酬	1, 844	
03 職員手当等	707	事務補助を行う会計年度職員の報酬、
04 共済費	474	期末・勤勉手当、共済費、交通費
08 旅費	134	
10 需用費	316	コピー用紙等
11 役務費	214	郵送料
12 委託料	204, 230	妊婦健康診査:185,305 (うち多胎273) 産婦健康診査:18,672 初回産科健康診査:253
19 扶助費	4, 246	妊婦健康診査:2,852(うち多胎45) 産婦健康診査:1,000 初回産科健康診査:250 離島妊婦支援分:144
合計	212, 165	

4 財源内訳

声 	財源内訳					
事業費	国庫支出金※1	県支出金	その他※2	一般財源		
千円	千円	千円	千円	千円		
212, 165	10, 167	_	16	201, 982		

- ※1 母子保健衛生費国庫補助金 補助率: 国1/2 (産婦健診・多胎健診・初回産科健診)
- ※2 保険料個人負担金

少子化対策アクションプラン該当事業 A2・B1 妊娠・出産を応援する取組み

		予算説明書		事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	了 并 吸
192~193	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-3	産後ケア事業費	千円 23,377

概要

産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、産科医療機関等で助産師等の専門職により、 心身のケアや育児支援等を行うもの。

対象者

産後ケアを必要とする産婦及びその乳児

実施方法

産科医療機関10か所、長崎県助産師会へ委託

ケアの内容

- 産婦の心身の健康管理や生活面の相談
- 赤ちゃんの発育・発達、健康状態のチェックや相談
- 乳房ケアや沐浴・授乳方法などの指導、育児相談

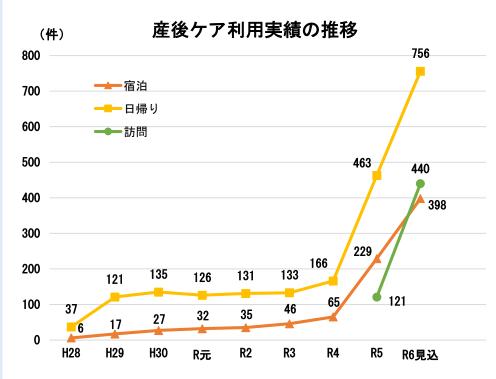


		屋 八	利用可能が期間	□ ₩	自己負担額(※)		
		区分	利用可能な期間	回数	~5回(泊)目	6回(泊)目	
	利用区分	宿泊(ショートステイ)	出産後6か月未満	7日以内	1,500円/泊	4,000円/泊	
	(令和6年度)	日帰り(デイケア)	出産後1年以内	日帰りと訪問を	四0	4時間 1,400円/回 3時間 1,200円/回	
		訪問(アウトリーチ)		合わせて6回まで	0円	1, 200円/回	

※ 1回(泊)あたり2,500円の減免あり(5回(泊)目まで)

現状

伴走型相談支援や乳児家庭全戸訪問における産後ケアの周知や案内の強化、一般世帯への減免導入(令和5年9月)、対象者の拡大(令和5年11月)などにより、令和5年度以降は利用が増加



《主な事業の変遷》

H28	・産後ケア(宿泊・日帰り)事業開始						
H30	・利用対象期間を拡充 (宿泊)出産後7日以内⇒出産後2か月まで						
R3	・利用対象期間を拡充 (宿泊)出産後2か月まで⇒出産後6か月未満 (日帰り)出産後3か月⇒出産後1年未満						
R5	・訪問型を追加 ・一般世帯への減免導入 ・里帰り利用の償還払いの導入 ・対象拡大(ケアを必要とする産婦及び乳児)						



課題

- ・ 実施施設の拡充
- ・ 宿泊(ショートステイ)に双子等の利用時に応じた料金設定がない
- ・ 訪問(アウトリーチ)の時間設定がケアの内容に即した設定になっていない
- 新生児訪問と訪問時期や実施内容が重複している

3 令和7年度予算

見直し 内容

- ① 宿泊(ショートステイ)の実施施設を1箇所拡充
- ② 宿泊(ショートステイ)に多胎児料金を設定
- ③ 訪問(アウトリーチ)の見直し
 - ア 設定時間の見直し(現行:3時間/回 ⇒ 見直し後:2時間/回)
 - イ 新生児訪問の一部を産後ケア(訪問)で実施

区分	内容	対象	回数
産後ケア(訪問)	心身のケアや乳房管理、乳児 のケアや育児指導等	出産後1年以内の 産婦と乳児	デイケアと合わせて 6回まで
新生児訪問	健康状態の観察及び育児指導 (※ケアは含まない)	妊産婦と 生後2か月までの乳児	原則1回

④ その他(報酬単価の改定に伴う利用料の見直し)

【利用者負担額】

()は令和6年度

			利用者負担額			市負担額			
区分				世帯	生活保護世帯	一般世帯		生活保護世帯	
	— /3		減免 適用後	減免 適用前	市民税非課税世帯	減免 適用後	減免 適用前	市民税非課税世帯	
宿泊	1泊	31, 600 (30, 000)	1, 800 (1, 500)	4, 300 (4, 000)	0 (0)	29, 800 (28, 500)	27, 300 (26, 000)	31, 600 (30, 000)	
(ショートステイ)	多胎児	36, 800 (-)	2, 400 (-)	4, 900 (-)	0 (-)	34, 400 (-)	31, 900 (-)	36, 800 (-)	
日帰り	4時間/回	8, 900 (8, 400)	0 (0)	1, 500 (1, 400)	0 (0)	8, 900 (8, 400)	7, 400 (7, 000)	8, 900 (8, 400)	
(デイケア)	3時間/回	7, 100 (6, 800)	0 (0)	1, 300 (1, 200)	0 (0)	7, 100 (6, 800)	5, 800 (5, 600)	7, 100 (6, 800)	
訪問 (アウトリーチ)	2時間/回	5, 600 (3H 6, 900)	0)	1,000 (3H 1,200)	0 (0)	5, 600 (3H 6, 900)	4, 600 (3H 5, 700)	5, 600 (3H 6, 900)	

【事業費内訳】

項目	予算額(千円)	区分	主な内容		
委託料	22, 177	宿泊(ショートステイ) 12, 223, 300円	(減免あり) 一般: 29,800円×356泊 非課税・生保: 31,600円×25泊 (減免なし) 一般: 27,300円×5泊		
			双胎児等:34, 400円×20泊		
		日帰り(デイケア) 6,363,000円	4時間 (減免あり) 8,900円 × (一般:534件 + 非課税・生保:5件) (減免なし) 7,400円 × (一般:11件)		
			3時間 (減免あり) 7,100円 × (一般:200件 + 非課税・生保:5件) (減免なし) 5,800円 × (一般:5件)		
		訪問 (アウトリーチ) 3, 590, 400円	(減免あり) 5,600円 × (一般:623件 + 非課税・生保:5件) (減免なし) 4,600円 × (一般:16件)		
扶助費	1, 040	宿泊(ショートステイ)	29,800円×20泊 =596,000円		
		日帰り(デイケア)	(4時間未満) 7,100円×20件 + (4時間以上) 8,900円×20件 =320,000円		
		訪問(アウトリーチ)	5,600円×22件 =123,200円		
その他	160	消耗品費、郵送料等			
合計	23, 377				

4 財源内訳

Alle	財源内訳					
事業費	国庫支出金※	県支出金※	その他	一般財源		
千円 23, 377	千円 11, 688	千円 5, 844	千円 一	千円 5, 845		

※子ども・子育て支援交付金 補助率: 国 1/2、県 1/4

		予算説明書	Ē.	事業名	予算額				
ページ	款	項	Ш	番号		丁卉识			
194~195	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2 – 7	定期予防接種費	千円 807,266			
. Inve	a low was								

1 概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延予防のため、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、ヒブ感染症、結核(BCG)、日本脳炎、麻しん、風しん、小児の肺炎球菌感染症、HPV(子宮頸がん)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の予防接種を行う。

2 事業内容

- (1) 実施方法
 - ア 市が県内医療機関に定期予防接種の実施を委託 → 接種実績に応じて委託料を医療機関へ支払 イ 県外で接種した場合は、被接種者が支払った接種費用に対して償還払
- (2) 周知
 - ・予防接種の種類や対象年齢を長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で周知
 - 接種対象者へ個別に勧奨通知
- (3) 令和7年度の変更点
 - ・HPV(子宮頸がん)ワクチンのキャッチアップ接種期間が1年間延長 【経過】

H25年度 定期予防接種に位置付け → 直後に国が積極的勧奨を差し控え

R4年度 国が積極的勧奨を再開 → 差し控えの間に接種せず対象年齢を過ぎた方も

公費で接種可能に(キャッチアップ接種、R4~R6)

R6.12月 国の審議会でキャッチアップ接種の1年間延長が了承

【現行】対象 H9.4.2~H20.4.1生の女性 期間 R4年度~R6年度



対象 H9.4.2~H21.4.1生の女性

期間 R7年度

条件 R4年度~R6年度に1回以上接種していること

※1度も接種歴がない方に、2月上旬に個別通知済

(4) 定期予防接種の種類等

種類		対象年齢	接種回数
五種混合 (ジフテリア き、ポリオ、ヒブ感染症		2か月~7歳6か月未満	4回
四種混合 (ジフテリア き、ポリオ)	、破傷風、百日せ	2か月~7歳6か月未満	4回
ヒブ感染症		2か月~5歳未満	4回
二種混合(ジフテリア、	破傷風)	11歳~13歳未満	1回
結核 (BCG)		1歳未満	1回
		6か月~7歳6か月未満	3回
 日本脳炎		9歳~13歳未満	1回
口本脳炎		H7.4.2~H19.4.1生で4回接種を完了 していない方(20歳未満まで)	4回以内
麻しん風しん混合(M F	₹)	1歳〜2歳未満 小学校入学前の1年間	10 10
小児の肺炎球菌感染症		2か月~5歳未満	4回
	定期	小学6年生~高校1年生相当の女子	2回または3回※
HPV(子宮頸がん)	キャッチアップ	H9. 4. 2~H21. 4. 1生の女性で R4年度~R6年度に1回以上接種した方	2回以内
水痘		1歳~3歳未満	2回
B型肝炎		1歳未満	3回
ロカウノリフ感染点	1価	6週~24週	2回
ロタウイルス感染症 	5価	6週~32週	3回

※HPV(子宮頸がん)は、初回接種年齢が14歳以下の場合は2回接種、15歳以上の場合は3回接種

3 予算額

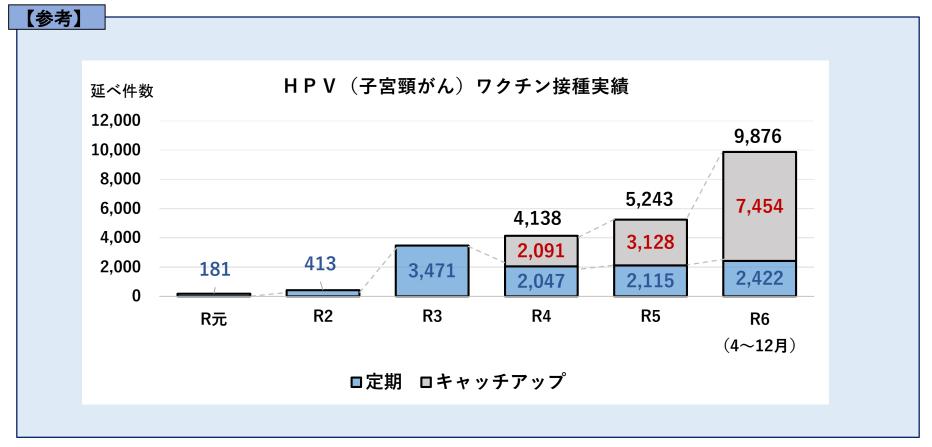
			件数(件)	R7単価	予算額		
	区分		R5実績	R6実績	R7	(円)	(千円)
			10天順	見込	1	2	3(1)×2)
	│五種混合(ジフテリフ │せき、ポリオ、ヒブ感		_	4, 282	8, 354	20, 542	171, 608
		四種混合(ジフテリア、破傷風、百日			_	11, 335	_
	ヒブ感染症		8, 649	3, 310	_	9, 016	_
	二種混合(ジフテリア	、破傷風)	2, 419	2, 744	2, 367	5, 071	12, 003
	結核(BCG)				2, 022	13, 046	26, 379
	日本脳炎	10, 321	10, 586	11, 557	7, 997	92, 421	
+女任	麻しん風しん混合(M	4, 949	4, 852	4, 546	11, 423	51, 929	
接種	小児の肺炎球菌感染症	8, 671	7, 640	7, 914	11, 995	94, 928	
委託料	HPV(子宮頸がん)	定期	2, 115	5, 409	5, 706	26, 961	153, 840
		キャッチアップ	3, 128	9, 905	1, 601	26, 961	43, 165
	水痘		4, 254	4, 120	3, 905	10, 846	42, 354
	B型肝炎		6, 517	5, 764	5, 941	6, 879	40, 868
	 ロタウイルス感染症	1価	3, 046	2, 688	2, 762	14, 305	39, 510
	ログワイルへ念朱症	5価	1, 664	1, 372	1, 522	9, 884	15, 044
	接種不可料(HPV以	外)	232	238	213	2, 634	561
	接種不可料(HPV)		12	12	11	2, 013	22
	小言	†	67, 321	68, 606	58, 421	_	784, 632
扶助費	扶助費 場外接種及びHPV任意接種に係る償 還払い			216	450	ワクチンの 種類による	8, 485
事務費	(印刷製本費・郵送料・	会計年度任用職員	.報酬等)				14, 149
		合 計	-				807, 266

※五種混合(四種混合+ヒブ感染症) R6.4.1に定期予防接種に追加

4 財源内訳

事業費		財源	内 訳	
一 未	国庫支出金	県支出金	その他 ※	一般財源
千円 807, 266	千円 -	千円 一	千円 31	千円 807, 235

※ 保険料個人負担金



予算説明書				事業名	予算額	
ページ	款	項	目	番号	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	J [*] 升吹
194~195	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	4-2	親子歯科口腔保健費	11,392 千円

1 概要

親子の口腔疾患予防のため、望ましい歯科保健行動の確立と歯科医院の定期受診へ向けた支援を行うもの。

実施項目	内容
妊産婦等歯科健診	妊産婦とパートナーを対象とした歯科健診と保健指導(H21~)
歯育て健診	3歳5か月までの歯科健診とフッ化物塗布(H13~)
2歳児歯科健診	1歳6か月児健診におけるう蝕リスクが高いこどもを対象とした歯科健診とフッ化物塗布 (H20~)
むし歯予防教室	乳幼児健診、各種教室におけるブラッシング指導(H13~)
妊産婦歯科保健指導	産科医院における歯科医師による妊産婦及び生まれてくるこどものための歯科保健指導 (H18~)

2 現状と課題 3歳児のう蝕有病状況の推移 (%) 37.8 むし歯有の3歳児 34.7 1/3に減少 30 23.6 18.5 20 12.5 10 H15 H20 H25 H30 R5

課題

見直し

- ① 食べ物を丸のみするこどもの増加
- ② 歯科保健情報の不足

妊産婦歯科保健指導において

① 口腔機能の土台となる体づくりと連携した口や 舌の動きの習得指導を追加



② 歯科保健情報を幅広い年代の保護者へ提供する ため、実施場所に子育て支援センターを追加

3 事業費

(単位:千円)

実施項目	予算額	備考
妊産婦等歯科健診	6, 188	健診委託料、支払事務委託料、郵送料等
歯育て健診	3, 818	健診委託料、支払事務委託料、受診票作製に係る印刷製本費等
2歳児歯科健診	429	郵送料、予防措置用消耗品費
むし歯予防教室	319	配布用歯ブラシ、保険料
妊産婦歯科保健指導	638	保健指導委託料
合計	11, 392	

財源内訳

市 柴 弗		財 源	内 訳	
事業費	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
11, 392	2, 597	_	_	8, 795

- ※ 医療施設運営費等補助金 国庫補助率: 10/10

 - ① 妊產婦等歯科健診分 2,097千円 ② 妊產婦歯科保健指導分 500千円

		予算説明	書		事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	ず 木 口	J'#R
296~297	1 0 教育費	6 社会教育費	5 青少年育成費	1-1	子どもを守るネットワーク 推進費	千円 4,675

1 事業目的

平成15年に長崎市で起きた子どもにかかる痛ましい事件を受けて、こどもが安全に安心して過ごすことができる住みよいまちづくりを目指し、平成17年に子どもを守るネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を組織。現在すべての66小学校区で活動を実施。

2 事業内容

- (1) 子どもを守るネットワーク推進費補助金の交付 パトロール活動及び情報交換会経費への財政支援
- (2) 子どもを守るネットワーク代表者会の開催 各ネットワークの活動事例の共有及び意見交換







3 ネットワークの課題と今後の対応方針等

(1) ネットワークの課題

自治会等の地域で活動する団体同士が連携、協力を図りながら、地域に必要な取り組みを実行するしくみとして 平成31年4月から地域コミュニティ連絡協議会(以下「協議会」という。)の設立が進んでいるが、ネットワーク と構成団体や活動が一部重複している地域があり、活動や事務の負担等の課題の声がある。

3 ネットワークの課題と今後の対応方針等

(2) モデル事業の概要 ※「令和6年11月議会 委員会資料」

課題解消のため、令和6年度に人口規模やエリアのバランスを考慮して、10地区でモデル事業を実施。

アーネットワークを協議会のしくみへ一本化し、役員の会議出席等の負担軽減を図る。

- イ ネットワークの趣旨や活動を協議会に引き継ぐことにより、協議会の構成団体が 連携して企画・活動することで参加者拡大などの効果や活動の負担軽減を図る。
- ウ ネットワークの補助金を地域コミュニティ推進交付金の申請に一本化することで、 交付申請や実績報告の事務負担の軽減を図る。なお、ネットワークの事業の経費は、 交付金の中で対応する。



参考「モデル地区(10協議会、11ネットワーク)」

10協議会:手熊・式見・形上・ダイヤランド・香焼・横尾・北陽・高城台・戸町・土井首

※土井首には、土井首及び南陽小学校区の2つのネットワークを包含

(3) モデル地区からの意見 ※「令和6年11月議会 委員会資料」

	項目	主な意見
ア	ネットワーク活動	〇活動内容の充実や集約による負担軽減(3地区) 〇活動への参加者の増加(2地区) ×日程調整がうまくできなかった(1地区)
7	組織	○役員の会議出席等の負担軽減(5地区) ○連携する関係団体の増加。関係団体との連携強化(5地区) ○小学校との連携は不変(7地区) ○小学校との連携強化(2地区) ×会議出席等の負担増(1地区)
ウ	補助金申請等の事務	〇補助金申請等の事務の負担軽減(4地区) 〇パトロール活動経費は交付金で対応可能(9地区) ×活動経費は、別途確保してほしい(8地区)

3 ネットワークの課題と今後の対応方針等

(4) 令和7年度以降の対応方針

モデル地区の意見等を踏まえ、令和7年度以降のネットワークと協議会の連携は、次のとおり推進する。

- ア ネットワーク活動や組織は、地域によって様々な状況があることから、具体的な活動内容や組織のあり方等 は、地域の主体性を尊重し、課題解決に向けた取組みを進める。
- イ ネットワーク補助金の申請は、地域の実情に応じて地域コミュニティ推進交付金の申請手続きと一本化できる ものとし、その場合はネットワーク活動に係る経費(上限額7万円)を交付金と合わせて協議会へ交付する。 ただし、補助金と交付金はそれぞれ使途が分かるよう管理する。

(5) 令和7年度申請手続き等の一本化の希望状況

モデル事業実施のすべての10地区に加え、10地区で一本化の検討を進めている状況。

参考「申請手続き等の一本化(イメージ)」

現行

ネットワーク	①事業計画作成	②補助金申請 (こどもみらい課へ提出)	③活動実施 事業費管理	④補助金実績報告 (こどもみらい課へ提出)
協議会	①事業計画作成	②交付金申請 (地域コミュニティ推進室へ提出)	③活動実施 事業費管理	④交付金実績報告 (地域コミュニティ推進室へ提出)

一本化

②補助金及び交付金申請 (地域コミュニティ推進室へ提出)



④補助金及び交付金事績報告 (地域コミュニティ推進室へ提出)

4 スケジュール

	令和6年度						
4~6月	7~9月	4月~					
	モデル事業の実施・検証、令和7年度に向けた準備						
	●7月 モデル地区アンケート ●8月 モデル地区意見交換会	●12月17日 ネットワーク代表者会議 ●12月18日 協議会代表者会議	●1月 各協議会に意向確認 ●2~3月 申請手続き支援	地域の実情にあわせて実施			

5 予算額及び財源内訳

(1) 予算額 4,675千円

ア 子どもを守るネットワーク推進費補助金 4,620千円(=70千円×66小学校区) イ 子どもを守るネットワーク代表者会 55千円 (講師謝礼金、郵送料、会場借上料)

(2) 財源内訳

± # #		財源	内 訳	
事業費	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
4, 675	_	_	_	4, 675

【参考】ネットワーク及び協議会の概要

項目		子どもを守るネットワーク (所管:こどもみらい課)	地域コミュニティ連絡協議会 (所管:地域コミュニティ推進室)
ア組織	① 制度開始	平成17年6月	平成31年4月
	② 範囲	小学校区	概ね現行の小学校区又は統廃合前の小学校区を基礎と する連合自治会の区域
	③ 構成団体	青少年育成協議会、PTA、自治会、小中学校、幼稚園、保育所等の団体 ※補助金交付要綱第3条	自治会をはじめとする地域の様々な団体 ・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上 ・連合自治会、青少年育成協議会、社会福祉協議会地 区支部、PTA、学校等の相当数
	④ 設置状況 (R7.1.31現在)	66/66小学校区(組織率100%) ※11校区はモデル事業により活動	53/78 地区(組織率 68%) ※準備委員会設立 5地区
活動	① 内容	・巡回活動(月1回程度) ・啓発的なパトロール(7月強調月間) ※R6実績:参加者数8,987人(モデル11校区を除く) ・情報交換会	・設立時に策定した「まちづくり計画」に基づく自主的・自立的な地区の課題の解決に資する事業を協議会の主催で実施(毎年度、事業計画書を作成)
ウ補助金	① 名称	長崎市子どもを守るネットワーク推進費補助金	長崎市地域コミュニティ推進交付金
	②目的	子どもを守るネットワークの活動を支援するため	地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくり の推進に資することを目的として交付
	③ 補助額 (上限額)	巡回活動費(7万円) ※補助率10/10	基礎割(50万円)と人口加算割(400円×人口)の合計額 ※補助率10/10
	④ 財源	一般財源	地域振興基金
	⑤R7予算額 (R6予算額)	R7予算額:4,620千円 (R6予算額:4,620千円)	R7予算額:157,680千円 (R6予算額:146,790千円)